

# 地名散歩

## 第54回 明治に入って改称した都市名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

江戸期の旧東海道はおおむね東海道本線や関西本線などに沿ったルートで、五十三次の宿場の名称は現在の都市名と一致する場合が多い。しかし一部ではあるが、現在の地名とまったく違う例がいくつか見られる。

たとえば静岡はかつて府中宿と称した。府中という地名は古代に国ごとに置かれた行政の国府(国衙)の所在地を意味するので、全国各地に数多く分布している。静岡の府中は駿河国府の短縮形である「駿府」と称した期間が長い。宿場町としては駿府の一角を指して「府中」と呼ばれていた。ついでながら甲斐国府の所在地は甲府(山梨県甲府市)、周防国府が防府(山口県防府市)、その隣の長門国府が長府(長府町。昭和12年に下関市に編入)である。

府中という地名は今も多数存在するが、自

治体名としては府中市が2か所—東京都府中市と広島県府中市がある。東京都の方は武蔵国府が置かれたところで、昭和29年(1954)4月1日に市制施行した。一方の広島県には府中を名乗る自治体が今でも2つあり、そのうち広島市に囲まれた府中町は安芸国府に、福山市に近い府中市は備後国府に由来している。備後の府中は東京都府中市が誕生した前日の3月31日に市制施行した。同じ「府中市」がほぼ同時に成立してしまったのだが、当時は同名の市を避ける行政指導が行われていたにもかかわらず、年度を跨いだためスキをつかれた形なのだろうか。

このうち広島県の府中市は、明治22年(1889)の町村制施行時には「府中市村」と称した。市場町の色彩を反映した村名だが、同29年に町制施行した際には「府中市町」では



越前国の府中は明治維新を経て武生となった。古代の地名を復活させたものであるが、平成17年(2005)には合併で越前市の一部となって武生の地名は消滅。1:50,000「鱈江」昭和8年要部修正



常陸国の府中もやはり明治2年(1869)に改称、石岡と命名された。石岡市内には今も府中、国府という町名がある。1:50,000「石岡」昭和5年鉄道補入

なく府中町と名称変更、さらに昭和29年の市制施行で府中市となったので、順に並べると府中市村→府中町→府中市というややこしいことになる。

数ある府中のうち、明治2年(1869)に城下町背後の賤機山しずはたにちなんで名付けられたのが前述の静岡で、賤岡としなかったのは、「賤しい」という字を避けたものだ。全国数十か所に及ぶ「府中」の地名が紛らわしいことが改称の理由とされ、さらに音が「不忠」に通じるとして忌避したというのも定説として知られている。

他にも明治維新を機に府中から改称した町はいくつかあり、茨城県の石岡みょう(石岡市)もそのひとつだ。鎌倉時代には「石岡名」と称していたのを復活させた形であった。また長崎県対馬つしまの城下町であった府中も、明治に入って巖原いつはらと改められている。さらに越前国で南北朝期から府中を名乗っていた町も、静岡と同じく明治2年(1869)に当地の平安期の地名を採って武生町と改称した。そのまま武生市として存続してきたのだが、平成の大合併で隣の今立町いまだてと合併した際に国名を採って越前市となり、せっかく平安時代の地名を復活させて1世紀以上も存続した武生の地名は消滅、わずかに武生柳町という旧市街の町名に残るのみとなった。JRの武生駅や武生高校といった施設名等で存続しているものはあるのだが、「対等合併」というだけで長らく続いた地名を消滅させる乱暴なやり方は困ったものである。

東海道では、渥美郡あつみの吉田も明治2年(1869)に豊川に架かる豊橋(吉田大橋)にちなんで豊橋と改められた。吉田という町が全国に多数存在することが理由という。しかし明治30年(1897)にJR飯田線の前身である豊

川鉄道が東海道本線の豊橋駅に間借りして開業した2年後、自前の駅舎を設けた際にわざわざ駅名を豊橋から吉田に改めているのは、吉田の住民が豊橋の名を認めたくない意思表示であったように思われる(後に豊川鉄道の国有化で豊橋駅に再統合)。その豊橋の30キロ西にはもうひとつ幡豆郡はすの吉田町が存在するが、こちらに鉄道が開業した際には吉良吉田きらという駅名が採用された(後に三河吉田駅として統合されたが、戦後に再び吉良吉田駅と改称)。

松山という地名も全国に多かったことから、山形県の小さな城下町であった松山は明治2年(1869)に松嶺と改められている。昭和の大合併期にあたる昭和30年(1955)には隣接する内郷村・上郷村と合併、その際に旧城下町の名である松山町を復活させたのだが、残念ながらちょうど半世紀後の平成17年(2005)に酒田市に編入された際に市内の町名として「松山」を存続させなかったため、せっかく復活した松山の地名は再び消えてしまった。一方で岡山県の城下町・松山も明治2年(1869)に川の名を採って高梁と改称されている。一時は松山に戻ったもののその後は高梁が定着し、昭和29年(1954)には高梁市が誕生している(旧松山村の一部は東の郊外に高梁市の大字松山として残っている)。

それほど多くはないのだが、亀山という地名も丹波の城下町は改称を余儀なくされ、明治2年(1869)に亀岡と改称されている。こちらは伊勢の亀山(三重県亀山市)との混同を避けるためとされた。

この年に改称された町は、ここで取り上げた以外にも数多い。「地名の明治維新」とでも呼ぶべきだろうか。

### 今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

# 土地家屋調査士 CONTENTS

NO.716  
2016 September



表紙写真  
「きずな」

第31回写真コンクールは一もに一賞  
平野 肇●愛知会

地名散歩 今尾 恵介

## 03 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第49回 UAVに関する国土地理院の取組について

国土地理院企画部測量指導課 安藤 暁史

07

お知らせ

G空間EXPO2016

地理空間情報科学で未来をつくる

08

第31回 日本土地家屋調査士会連合会

親睦ゴルフ大会北海道大会(ゴルフ・観光)報告

北海道ブロック協議会 佐藤 彰宣

10

自然災害と向き合う

一今、この時代に生きる土地家屋調査士として一

災害と土地家屋調査士【静岡会の対応】

静岡県土地家屋調査士会 社会事業部部长 安田 欣市

16

愛しき我が会、我が地元 Vol.31

岩手会/奈良会

20

平成27～28年度研究所研究中間報告

25

公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

登記測量研修会

ドローンフェスタin東北

28

会長レポート

29

会務日誌

31

第2回 測量・地理空間情報イノベーション大会

34

土地家屋調査士新人研修開催公告

中国ブロック協議会

35

ちょうさし俳壇

36

公嘱協会情報 Vol.121

38

ご案内

GPSの測量機器総合保険(動産総合保険)がスタートします!!

39

土地家屋調査士名簿の登録関係

40

国民年金基金から

42

ADR法務大臣認定

土地家屋調査士になろう!

45

ネットワーク50

京都府/香川会

48

編集後記

# 事務所運営に必要な知識

## —時代にあった資格者であるために—

私たち土地家屋調査士は、これまで地面に据えた機器を使い、人の目を通して土地や建物の位置・形状を図化してきました。使用機器は、アリダード(平板)から光波測距儀、トランシット(セオドライト)、トータルステーションとなり、今や衛星から発信される電波を受信して測定するGNSS測量へと進化を続けています。

そして、「地理空間情報技術」は、私たちの業務での利用が期待されています。多くの会員が興味を持つことを願い、これから2号にわたり、G空間社会における各分野の取組を掲載していきます。日調連が参画する「G空間EXPO2016」にも万障お繰り合わせのうえ、ご来駕賜りますように。

(日本土地家屋調査士会連合会広報部)

## 第49回 UAVに関する国土地理院の取組について

国土地理院企画部測量指導課 安藤 暁史

### はじめに

無人航空機(Unmanned Aerial Vehicle : UAV)が注目を集めています。テレビで用いられる映像の撮影やインフラ施設の点検、物流現場での利用など、様々な現場においてUAV活用の可能性が検討され、実際に利用も始まっています。当然ながら測量分野においても、UAVに対する関心は高まっており、利用する動きも始まっています。一方で、UAVによる事故や事件なども多く取り上げられるようになっており、安全性の確保を重視する声もあります。こうした中で国土地理院では、公共測量等へのUAVの円滑な導入に向けた取組を進めています。

### 1. 国土交通省におけるi-Constructionの取組

国土交通省では現在、「i-Construction」(アイ・コンストラクション)の取組を推進しています。i-Constructionとは、建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力ある建設現場を目指す取組です。i-Constructionは様々な観点から進められる取組ですが、そのひとつとして、ICT(情報通信技術)を土木工事現場で全面的に活用することで、土木工事で行われる調査・測量や設計から施工、検査、維持管理までの全てのプロセスにおいて三次元で情報を整備し、共有・活用することで業務の効率化を図ることを目指しています。こうした取組を国全体で進めるために、国土交通省では、測量や施工等の各プ

ロセスにおいてi-Constructionに基づくICTを全面的に活用した土木工事を行うために必要となる15の基準類を整備し、2016年3月30日に公表しました。

土木工事の最上流に位置づけられる測量業務についても、i-Constructionの取組の一環として、生産性の向上を目指した取組を国土地理院で進めています。特に、UAVを測量に導入することで生産性の向上を図ることが期待できることから、UAVの測量分野における円滑な導入に向けた環境整備に国土地理院は取り組んでいます。

### 2. UAVを測量で利用するメリット

これまで一般に行われている測量では、現場でTS(トータルステーション)やGNSSなどを利用して行う地上現地測量や、有人航空機を用いて1,000m以上の高度から空中写真を撮影して行う空中写真測量が主に行われています。前者は狭い範囲の図面作成や土地の測量などで多く用いられていますが、相当の人手や時間が必要となります。一方、後者は広範囲の地図整備などに用いられていますが、機械経費や作業経費も高くなり、狭い範囲での測量には必ずしも適していません。

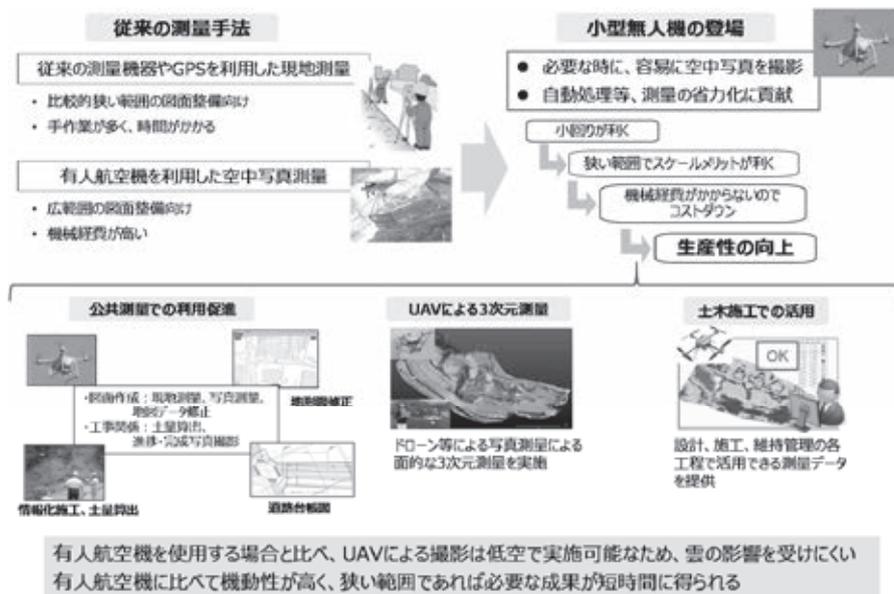
UAVの登場は、測量手法の新たな選択肢として期待されているところです。UAVにより撮影した空中写真を用いて測量を行うことができれば、比較的狭い範囲であっても、効率的に作業を行うことが可能となります。UAVは、従来の有人航空機を用

いた測量と比べると機械経費も安く、また必要な時に必要な範囲の空中写真を機動的に撮影することが可能です。こうした点から、UAVを測量に利用することで、土木工事現場における測量など比較的狭い範囲の測量であれば効率的な作業が可能となり、測量現場の生産性が向上することが期待できます。今後は従来の測量手法と組み合わせた形で、UAVの利用が増えていくことが予想されます。

またUAVは、従来の有人航空機などで測量を行うことが困難な場所や条件においても利用できる可能性があります。例えば国土地理院では、火山活動が活発化した西之島(小笠原諸島)を対象に、2014年度以降、固定翼型のUAVを用いた測量を実施しています。西之島は、最も近い民間飛行場を有する八丈島からでも約700 km離れており、有人航空機を用いた測量を行うことは難しい場所に位置しているなど、UAVを用いるメリットが高い場所です。

また、UAV(特に回転翼型のもの)は有人航空機

と比べると低高度で飛行することから、雲の影響を受けにくく地上解像度の高い画像を得られるというメリットもあります。通常の有人航空機を用いた空中写真測量の場合、飛行高度よりも下方に雲が存在すると写真の撮影ができません。特に豪雨災害などの際に被災現場の状況を把握するために有人航空機で撮影する場合には、気象条件の関係で撮影が困難な場合が少なくないですが、UAVは基本的には雲よりも低い位置で撮影するため、撮影条件が緩和されることがあります。例えば、2015年9月の関東・東北豪雨で発生した鬼怒川の堤防決壊に際して、国土地理院では破堤当日にUAVを用いて現場の撮影を行いました。豪雨直後であり、雲が多く必ずしも天候は良くない状況でした。しかし、UAVを用いることで、低空から現場の状況の撮影を行うことができ、撮影した画像等は、その後の災害対応や復旧作業などに活用されました。



図：UAV測量による生産性の向上



図：UAVにより撮影した関東・東北豪雨による鬼怒川破堤箇所  
撮影日時：2015年9月10日 撮影高度：10 m

### 3. 公共測量におけるUAVの活用に向けたマニュアル等の整備

このように、UAVの測量分野での今後の利用可能性が高いことから、公共測量などの測量現場における円滑な利用に向けた環境整備が求められています。公共測量は、国や地方公共団体が公費を用いて行う測量であり、その結果は様々な測量や事業の位置の基準として用いられることから、一定の精度を確保して行うことが必要です。測量作業を正しく行うために、測量法では、標準的な作業方法を「作業規程の準則」として示していますが、準則に記載されていない新たな測量技術や作業方法が次々と誕生している状況もあり、準則第17条では、精度の確保が確認できるのであれば他の方法に拠ることができる、と定めています。また、普及しつつある新しい測量技術については、国土地理院が作業マニュアルを用意し、準則に反映されるまでの間はこれに従って公共測量に使用できるようにしています。

国土地理院では2015年度に有識者による「UAVを用いた空中写真測量に関する調査検討委員会」(委員長：布施孝志 東京大学大学院准教授)を開催し、UAVを公共測量等で利用する上での測量精度を確保するために必要となる作業方法や手順などの検討を行い、これらを整理した作業マニュアル「UAVを用いた公共測量マニュアル(案)」を整備しました。マニュアル(案)は2016年3月30日に、前述のi-Constructionに基づく土木工事の推進のために国土交通省が整備・公表した15の基準類のひとつとして公表しています。

一方、UAVは新しい技術であり、現時点では必ずしも安全に使用できるツールとはいえません。また、我が国で標準的な安全確保のためのルール等も整備されていません。そのような中で、UAVを安全に利用して測量作業を行うためには、精度確保を目的とする作業マニュアルとは別に、安全確保のために必要な手続やルールなどを示すことが必要です。このため国土地理院では、有識者による「公共測量におけるUAV安全基準作成委員会」(委員長：泉岳樹 首都大学東京助教)を2015年度に前述の委員会とは別に開催し、検討を行いました。その結果を踏まえ、作業マニュアルの公表と同時に、測量作業機関が安全確保のために遵守すべきルール等を定めた「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準(案)」についても公表しています。

なお、これらのマニュアル(案)及び安全基準(案)

は、公共測量だけでなく、i-Constructionに係る測量作業においても適用できることを前提としています。いずれも国土地理院の公共測量のWebページ(<http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/uav/index.html>)からダウンロードすることができます。これらのマニュアル等を参照しながら、UAV測量が今後広まっていくことを期待しています。一方、UAVについては現在も技術開発が進行中であり、技術水準や利用実態、世の中の流れなども踏まえ、マニュアル等については今後も見直しや拡充を行っていきます。

#### 3-1. UAVを用いた公共測量マニュアル(案)

「UAVを用いた公共測量マニュアル(案)」では、UAVに搭載された民生用デジタルカメラで撮影した空中写真を用いて測量を行う場合について、公共測量や工事測量において必要な精度の確保を図ることを目的として、標準的な作業方法や作業手順を規定しています。

マニュアル(案)では大きく2つの測量方法を示しています。

- ①空中写真から大縮尺地図を作成する「UAVを用いた空中写真測量」
- ②空中写真から三次元形状復元(SfM/MVS (Structure from Motion / Multi-View Stereo)) 計算ソフトを使用して、三次元の点群データを作成する「UAVを用いた空中写真による三次元点群測量」

①については、UAVを用いて撮影した空中写真を用いて、数値地形図データを作成する(図化する)方法を規定しています。例えば特定の区間の道路台帳図面の作成や、既存の地形図の部分修正など、比較的狭い範囲における数値地形図の整備や更新を、効率的、経済的に実施することを想定しています。作業手順等は、従来から行われてきた有人航空機を用いた空中写真測量(準則第3編第4章に規定された「空中写真測量」とほぼ同じ考え方に沿っていますが、有人航空機を用いる場合と比べると、撮影に使用するカメラが違うこと、GNSS/IMU装置が用いられていないこと、撮影高度が異なることなど条件が異なることから、そうした点も踏まえて、精度の確保を図ることができるようにしています。

一方、②については、UAVから撮影した空中写真を用いて、三次元点群データ(空中写真の色を属性とする三次元の座標データ)を作成する方法を規定しています。作成した三次元点群データを用いる

ことで、例えば任意の線に沿った地形断面図の作成や、複数時期のデータを用いた土量の違いの計測などを行うことが可能です。この測量方法では、撮影した空中写真に写った地形等から標高等を三次元形状復元計算ソフトが自動抽出することから、植物等の影響のない(裸地の)土木工事現場などで適用することを原則としています。なお、②で示しているような、空中写真から自動的に三次元点群データを生成させる測量方法は従来の作業規程の準則では規定されておらず、このマニュアル(案)が初めてです。

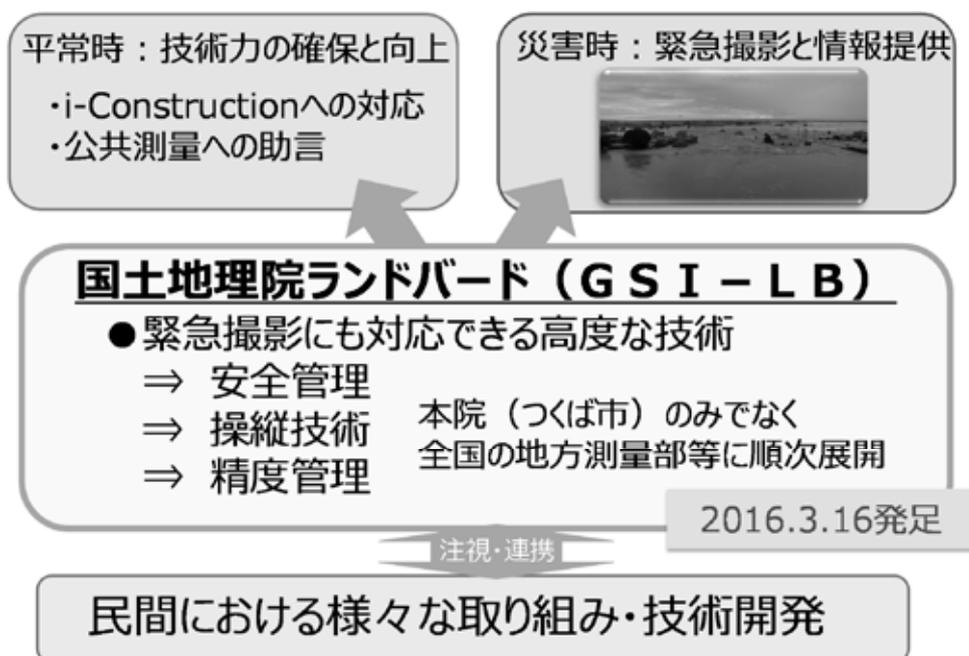
### 3-2. 公共測量における UAV の使用に関する安全基準(案)

「公共測量における UAV の使用に関する安全基準(案)」では、UAV を安全に利用して測量作業を行うために必要な手続、ルールなどを整理しており、安全を確保する上でのひとつの考え方を示したものとなっています。UAV を用いた公共測量等を実施する場合には、必ずしもこの安全基準(案)に従わなければならないという位置づけではありませんが、作業現場の状況等に応じて、測量作業者は発注者(国、地方公共団体等)と協議の上、適宜安全を確保できる作業方法等を選択することが必要となります。また、安全基準(案)の内容を全て遵守したからといって、事故等が全く発生しないというものではありません。作業者には、利用現場の状況に応じて最善の策を講じることが求められます。さらに、安全基準

(案)でも示していますが、UAV の使用に当たっては、航空法をはじめとする関連法令を遵守した作業を行うことが必要なことは言うまでもありません。

## 4. 国土地理院ランドバード(GSI-LB)

公共測量等で UAV を導入する動きが広まる中で、国土地理院に対しては測量業者などに対して適切な技術的助言を行うことが求められます。i-Construction を適用した測量業務が今後多く発注されることも想定され、適切に対応を行うことも必要です。そのためには、国土地理院職員自らが、UAV に対する高度な知識や技術、経験などを有することが必要となってきます。このため国土地理院では、2016年3月に国土地理院ランドバード(GSI-LB)という体制を発足させ、継続して職員育成を行うことを開始しました。今後、2年を目標に職員の育成を100名規模で進め、全国の国土地理院地方測量部等においても活動を展開していくことを目指しています。また、災害などが発生した場合には、GSI-LB のメンバーが自ら UAV を操縦し、情報収集を行う役割を担うことも想定しています。2016年4月に発生した熊本地震に際しても、GSI-LB は現地で UAV を用いた情報収集を行いました。測量分野への UAV 導入に向けて、こうした体制の充実も進めていくこととしています。



図：国土地理院ランドバード(GSI-LB)

## おわりに

UAVを用いた測量は、様々な場面で導入されることが予想されます。魅力的で手軽に利用できるUAVが普及することで、測量に携わったことがない者が測量を行うケースも今後は増えてくることが想定されます。しかしながら、測量を適切に実施するためには、精度管理等に関する知識が不可欠であり、知識や経験を有する測量技術者が関与することが必要です。特にマニュアル(案)で示すような三次元点群測量は、その処理はソフトが自動的に行うことから、簡単な作業のように誤解されますが、適切な精度を確保したデータ整備を行うためには、基準点測量や空中写真測量等、従来の測量に関する知識や経験が

不可欠です。測量技術者には、こうした観点での関与が今後も求められると思われます。専門家として適切に対応できるよう、新たな測量技術に対する知識の習得等に引き続き努力をお願いします。

また、UAVを使用する際の安全確保は非常に重要な課題です。万が一UAVを使用した測量作業中に事故等が発生して住民の方に損害を与えてしまうというような事態が起こり、それが悪い方向に注目されると、測量でUAVを使用することに対する国民の理解を得ることが困難になる恐れがあります。その場合、UAV測量の普及にブレーキを踏むことになりかねません。安全第一に作業を行う、これを念頭に、UAVを使用される方は必要な取組を行っていただくことをお願いします。

## お知らせ G空間EXPO2016 地理空間情報科学で未来をつくる

「G空間EXPO2016」が、今年も11月24日(木)から3日間、日本科学未来館(東京・お台場)で開催されます。国をはじめとして産・学・官が連携して開催する「G空間EXPO」は、地理空間情報に関連する産業界、学会、国・地方公共団体だけでなく、小学生から大人まで広く一般市民を対象として、「G空間社会」を知ってもらうためのイベントです。

日本土地家屋調査士会連合会では、次のとおり、講演・シンポジウムの開催を予定しています。

テーマ	「地籍の未来～社会問題の解決は地籍にある～」(仮)
日時	平成28年11月25日(金) 午前10時30分～午後4時
場所	日本科学未来館 7F 会議室2 東京都江東区青海2-3-6
参加費	無料
定員	約160名(申込不要、入退場自由)

※皆様のご来場をお待ちしています。

### アクセスマップ

#### 電車でのアクセス

新交通ゆりかもめ(新橋駅～豊洲駅)  
「船の科学館駅」下車、徒歩約5分  
「テレコムセンター駅」下車、徒歩約4分  
東京臨海高速鉄道りんかい線(新木場駅～大崎駅)  
「東京テレポート駅」下車、徒歩約15分



# 第31回 日本土地家屋調査士会連合会 親睦ゴルフ大会北海道大会(ゴルフ・観光)報告

北海道ブロック協議会 佐藤 彰宣



平成28年度の日調連親睦ゴルフ大会を、久しぶりに北海道ブロック協議会で担当させていただくことになりました。例年、秋頃に開催されていることが多いと思われませんが、秋の北海道はあっという間に寒くなりますので、爽やかな夏を参加者の皆様感じていただこうと7月4日にゴルフ大会、観光を企画させていただきました。

ソーラン大賞を取った「新琴似天舞龍神」による演舞が行われました。最後は参加者も一緒に舞台上がり、みんなで踊ってたいへん盛り上がりました。最後に加賀谷日調連副会長の挨拶で前夜祭が終了となりました。

参加者 179名



## ゴルフ大会

今回のゴルフ大会の会場となったのは、北海道屈指の名門コースといわれている札幌ゴルフ倶楽部の輪厚コースです。このコースでは男子プロゴルフのトーナメント全日空オープンが毎年開催されています。今回のゴルフ大会では、104名分しか予約できず参加できなかった皆様にはたいへんご迷惑をおかけしました。

当日は、晴天の天気予報だったのですが、あいにく予報が外れ、早朝から雨が降ってしまい、また寒かったようで本州から来られた参加者の皆さんは気温の違いに驚かれたことと思います。そのような天候の中での開催でありましたが、参加された皆様には北海道らしいコースにご満足いただけたことと思っております。

プレー終了後に成績発表と表彰式が行われました。表彰式では、全国の多くの土地家屋調査士会に

## 前夜祭

平成28年7月3日(日)、札幌東急REIホテルにおいて前夜祭が盛大に開催されました。

林日調連会長の挨拶の後、辻北海道ブロック協議会会長の挨拶、ご来賓の桐栄サービスの三社社長にご挨拶いただき、菅原日調連副会長の乾杯により宴が始まりました。宴の中では豊田参議院議員にもご挨拶いただき、その後、余興に入りました。余興では、今年のYOSAKOIソーラン祭りで準YOSAKOI





協賛いただいたおかげでとても多くの豪華な賞品を用意することができました。改めましてありがとうございます。帰りの飛行機の時間の関係もあり、少し慌ただしい表彰式になってしまいましたが、無事に終了することができました。

参加者 103名

## 観 光

今回の観光コースは、小樽・積丹方面でした。朝、8時に札幌のすすきのを出発し、余市のニッカウキスキー蒸溜所に向かいました。途中、特に渋滞もなく予定より少し早めに到着しました。このニッカウキスキー蒸溜所は、2年前の秋にNHKの連ドラ「マッサン」が放映され、有名になった場所です。この蒸溜所では、ガイドさんがウイスキーの製造過程等を丁寧に説明してくれました。ガイドさんの説明の後、皆さんウイスキーの試飲を楽しみ、お土産を買い蒸溜所を後にしました。

その後、積丹半島に行き、昼食となりました。積丹は日本海に面しており、明治から昭和の初めにかけてニシン漁の大漁場として発達した町です。産業の中心は漁業で、特にウニは積丹の名物です。また、積丹町の海岸はおよそ42キロあり、切り立った断崖や奇岩、シャコタンブルーといわれる景観は絶景です。積丹名物ウニ丼の昼食をとった後、断崖や奇岩等の絶景を見ながら、小樽へと向かいました。



小樽は北海道の中では、歴史がある町です。港、鉄道、にしんで栄えた町で、今も街中のあちこちに当時の繁栄の面影が残っています。小樽では、バスを降りて観光スポットのメルヘン交差点まで皆で歩き、記念写真を撮った後、一時間くらいの自由行動となりました。

小樽観光の後は、解散場所の札幌駅まで行き、無事に観光終了となりました。

時間の割に移動距離が長く、若干バタバタだった感じもありますが、楽しい観光となりました。

参加者 41名

## 最後に

今回の日調連親睦ゴルフ大会・観光を北海道で開催することになってから、無事に終了することができると心配しながら準備してきましたが、皆様の温かいご支援、ご協力のおかげで何とか無事に終了することができました。今回のゴルフ大会の準備を担当した私たちも良い思い出となりました。来年は中部ブロック協議会の三重での開催とのことなので、来年は三重で皆様にお会いできることを楽しみにしております。

ご参加いただいた皆様、本当にありがとうございました。

# 自然災害と向き合う

## —今、この時代に生きる土地家屋調査士として—

### 災害と土地家屋調査士【静岡会の対応】

静岡県土地家屋調査士会 社会事業部部长 安田 欣市

#### 1. 静岡県の災害情報と行政の対応

1976年(昭和51年)8月、東京大学理学部の石橋助手(当時)により、「静岡県を中心とした東海地域で、大規模な地震が明日起こっても不思議ではない」という東海地震説が発表されました。

この地震説の発表は、静岡県を中心とした東海地域で大きな社会問題となり、県や市町をはじめ各家庭でも、東海地震対策が最も急がれる重要な課題となっています。

この説の発表から大地震が起こることなく40年近く経過しました。東海地震の想定震源域外の地震、昭和東南海地震・昭和南海地震の発生から約70年が経過し、東海地震と東南海地震、南海地震はもとより、南海トラフの巨大地震も視野に入れた対策が必要となっています。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)では、従来の想定をはるかに超えた巨大な地震と津波が発生しました。これを踏まえ、国の中央防災会議に設置された「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が、対象地震・津波を想定するためには、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討すべきであるという新たな地震・津波対策の考え方が平成23年9月に公表されています。この考え方にに基づき、内閣府は古文書や津波堆積物等による過去地震の調査やプレート構造等の科学的知見の検討を行い、南海トラフ巨大地震については、平成23年12月に想定震源域・想定津波波源域の設定の考え方を示し、平成24年8月に津波高・浸水域及び人的・物的被害想定に津波高・浸水域及び人的・物的被害想定、平成25年3月にはライフラインや交通施設の被害及び経済的な被害想定についても公表いたしました。また、平成25年12月には、相模トラフ沿いのマグニチュード8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布、津波高等について公表いたしました。

#### 2. 静岡県第4次地震被害想定の方策

地震被害想定は、地震が発生したときの地震分布や津波高の状況を推測し、人的・物的被害の状況や、災害発生から復旧への経過などを想定するもので、県や市町が行う防災対策のための基礎資料となるものです。

静岡県では、国が示す想定震源域・想定津波波源域の考え方や地震モデル等を基に、県の新たな地震・津波対策の目標を定めるため、駿河トラフ・南海トラフ沿いの地震及び相模トラフ沿いの地震を対象とした「静岡県第4次地震被害想定」を策定し、平成25年6月(第一次報告)と平成25年11月(第二次報告)に想定結果を公表しました。その後、国が公表した相模トラフ沿いの地震に関する新しい地震モデルを基に、「相模トラフ沿いで発生する地震の地震動・津波浸水想定」を策定し、平成27年1月に想定結果を第4次地震被害想定への追加資料として公表いたしました。

静岡県では、大規模地震等の災害発生時における情報の収集、市町支援等、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、県本部を設置し、国等との全国的な連携や全県的な広域調整とともに賀茂、東部、中部、西部の各地域に県方面本部を設置し、各地域内の連携及び調整を行っています。なお、平常時から、各地域に設置した危機管理局等が、市町の訓練や防災啓発等の支援を行い、地域の防災体制の充実に努めています。

#### 3. 災害に向き合う県民性

行政がどれだけ力を入れても県民との間に意識のギャップがあっては有効な対処は臨めません。しかし、静岡県民は全国的にも高い防災意識を持ち合わせている、といえます。

国民の人気漫画「ちびまる子ちゃん」の舞台が静岡県静岡市清水区であることをご存知でしょうか。作

	平成27年度 静岡県調査	平成25年度 内閣府調査
家具類の固定状況	67.80%	40.70%
地震防災訓練等の参加率	59.60%	44.80%
災害対策の検討に相談したい人や組織		
「地元の自主防災組織（町内会）」	25.60%	16.90%
「家族や知人」	26.70%	32.70%
「近所の人」	13.60%	18.60%
「相談したいところはない」	25.70%	32.20%
充実してほしい情報		
「ライフラインの復旧見通し」	48.70%	35.90%
「救援物資が受け取れる場所の情報など」	47.90%	33.50%
「自治体による避難勧告や避難指示など」	22.40%	35.20%
「交通機関の運行状況」	20.70%	35.70%

者・さくらももこさんの幼少期を投影して描かれています。特に初期の作品ではそのエッセイ色が強くなっており、いわゆるご当地ネタが含まれていることも。それが実によく出ているのが、ちびまる子ちゃんのコミックス第1巻に収録されている「避難訓練に余念のない県民の巻」です。

#### 4. 土地家屋調査士会の災害支援

災害が発生した時にその災害を軽減するために取る対応については、自ら身を守る「自助」、地域の住

民やボランティア・企業などの連携による「共助」、国や地方自治体による「公助」、があります。静岡県土地家屋調査士会が一つの法人として存在し、その会員の被災のために支援することが仲間である会員への「自助」あるいは「共助」と考えられます。静岡会はその「自・共助」のために「危機管理規則」を平成24年12月8日制定、施行して被災会員を支援すること及び被災者に対して可能な限りの支援を行うとともに土地家屋調査士の職能を提供する、といたしました。一方、会員の意識とともに初期対応の指針として「命のパスポート」との名称を借用した災害時

<p>静岡県 命のパスポートより</p> <p><b>3秒</b> 地震だ！</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●落ち着け！ ●身を守れ！</li> <li>●意識しよう！ 火元と脱出口確保</li> </ul> <p><b>1～2分</b> 揺れがおさまった</p> <p>津波や山・崖崩れの危険が予想される地域はすぐに避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●火元を確認！ ●家族は大丈夫か！</li> <li>●靴を履く！ ●非常持出し品！</li> </ul>	<p><b>3分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●みんな無事か？ ●近くに火は？</li> <li>●大声で知らせろ！</li> <li>●消火器を使え！</li> <li>●バケツリレーだ！</li> <li>●余震に注意！</li> </ul>	<p><b>10分～数時間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●みんなで消火活動！ ●みんなで救出活動！</li> <li>●消火・救出が難しいときは消防署等へ連絡！</li> <li>●簡単な手当ては自分で！</li> </ul>
	<p><b>5～10分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ラジオをつけろ！ ●スマホはどかさなな！</li> <li>●市町、自主防の情報を確認！</li> <li>●電報はなるべく使わない！</li> </ul> <p>【緊急連絡を要する】 家族確認は伝言ダイヤル(171)使！</p> <p>避難の上では ●火元を確認！ ●家族は大丈夫か！ ●靴を履く！ ●非常持出し品！</p>	<p><b>～3日</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活必需品は備蓄でまかなえ！</li> <li>●水・食料・ラジオ・ライト・常備薬等</li> <li>●市町広報に注意！ ●整理はやめよう！</li> <li>●こわれた家に入るな！ ●がまんど助け合い！</li> </ul>
<p>静岡県土地家屋調査士会</p> <p>家族・知人の安否確認に NTT災害用伝言ダイヤル</p> <p>伝言の録音(被災地優先)</p> <p>171 をダイヤル</p> <p>録音の場合 1 をダイヤル</p> <p>市外局番 (0XX)XXX-XXXX 自宅(被災地内)の電話番号をダイヤル</p>	<p>171</p> <p>伝言の再生</p> <p>171 をダイヤル</p> <p>再生の場合 2 をダイヤル</p> <p>市外局番 (0XX)XXX-XXXX 被災地の方の電話番号をダイヤル</p>	

の初動から3日目までのマニュアル抜粋と役員連絡網を作成し、常時財布の中に携えており、年に数回その通信可能状態を確認しています。会の役員以下の支部会員についても同様の連絡網はできており、役員異動の度に改訂を繰り返しています。これらの「自・共助」機能が静岡会の中でも発揮し得ない災害も想定されることにより、隣接土地家屋調査士会との相互協力も必然でした。そこで、平成24年2月22日愛知会との災害時協定締結を始めとして、同年12月20日山梨会、さらに平成26年8月28日に山梨会・長野会・新潟会との相互災害時協定を締結、そして同年10月16日神奈川会とも災害時協定を締結し、同じ土地家屋調査士同士寄り添う「自・共助」

の充実を図りました。

静岡会は県・市・町との防災協定の締結により、全県下での協力体制が既に整っています。そしてこの現実化のために「災害協定支援規程」を平成22年5月28日制定、施行し、その対応一覧を作成いたしました。そして被災会員・被災者への支援の原資として、「大規模災害対策基金に関する規則」を平成22年6月19日制定、施行して現実への対応を準備いたしました。災害は、いつ発生するか分かりません。緊急事態に対応できるように基金の積立てについては、会員の協力の下に緊急蓄積に努め、既に一定の額になりました。

土地家屋調査士会と静岡全県下との災害認定協定一覧		
主題	災害時における家屋被害認定調査に関する基本協定	
目的	市町の実施する認定調査への協力と関連研修会の実施	
協定締結自治体	静岡市	平成20年7月2日
	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	平成20年10月31日
	浜松市	平成20年12月17日
	静岡県	平成21年1月23日
	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	平成21年2月19日
	磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町	平成21年3月26日
	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町	平成21年3月26日
	富士市、富士宮市、芝川町	平成21年3月30日
静岡県では、毎年二箇所での研修実施が継続開催されている。【津波・地震】		
静岡市では、毎年一箇所での研修実施が継続開催されている。【地震被害認定】		
研修内容の抜粋は別紙のとおり		

対応準備の形は整い、器ができました。あとは器の中に我々の意識を注入する必要があります。ここで重要なことはその意識の継続と具体的な研修の継続です。災害被害認定やり災証明書発行等、繰り返されるその研修内容は基本的に市町の職員のお手伝いをするに当たっての必要な知識であり、研修を受けることは、その中で土地家屋調査士の職能を有効

に発揮しようとする「社会貢献」の意識によるものです。これらの研修実施に対する継続参加は、必ずしも多数ではありませんが、東日本大震災、鬼怒川の氾濫、熊本地震の連続した災害を目の当たりにしている今、意識も随分変わってきていることが私自身も体感でき、現実的なものとしての研修の充実と対応の周知が予測されます。

静岡会と県・市での研修内容	
平成24年8月24日	静岡市家屋被害認定調査研修会
平成24年10月30日	静岡県家屋被害認定調査研修会
平成25年8月26日	静岡県家屋被害認定調査研修会
平成25年11月19日	静岡県家屋被害認定調査研修会
平成26年9月29日	大規模災害時における被災家屋調査手法に係る研修会
平成27年2月4日	災害時応援協定締結事業者との研修・情報交換会
平成27年2月5日	静岡県主催家屋被害認定調査研修会
平成27年3月24日	富士宮市災害時応援協定・ライフライン防災連絡会
平成27年8月6日	1.被災家屋調査の概要 2.被害認定の流れ 被害程度例示 調査票記入手引き（第1,2次） 練習問題
平成27年12月3日	・災害に係る住家の被害認定について（水害編） 1.被害認定の概要 2.被害認定基準 3.調査・判定方法の概要 4.調査・判定方法 4-1.調査・判定方法（第1次調査） 4-2.調査票の記入方法（第1次調査） 4-3.調査・判定方法（第2次調査） 4-4.調査票の記入方法（第2次調査） 5.集合住宅の扱い ・平成26年台風18号における水害調査について 1.水害地域の特性 2.災害発生時における静岡市の体制 3.台風18号調査時の体制 4.調査概要・スケジュール・り災調査 5.課題
平成28年3月7日	災害時応援協定締結事業者との研修・情報交換会

#### 災害協定支援規程対応一覧表

##### 1. 平常時の対応

No	本会の対応		支部長の対応		支部会員の対応
1 4条	協定書等の管理を行う。	←	協定書等の管理に協力する。		
2 5条	協定書に関し県市区町との調整を行う。				
3 6条	災害補償保険等の見直し等、災害補償保険等の管理を行う。				
4 7条	県下の「り災証明書発行窓口一覧等」の管理を行う。	←	り災証明書発行窓口一覧等に変更があった場合は本会に報告する。		
5 8条	県、危機管理局との研修会開催の打合せを行う。	←	県、危機管理局との研修会の開催に協力する。		
6 8条	県、危機管理局との研修会の出席者の取りまとめを行う。	←	支部会員の研修会出席の取りまとめを行い本会に報告する。	←	研修会に積極的に参加する。出席する場合は支部長に届け出る。
7 9条	本会連絡網の作成管理を行う。	←	本会連絡網の作成に協力する。		
8 10条	各支部が作成した連絡網の管理を行う。	←	支部の連絡網を作成、変更を行い、本会に提出する。	←	自己の連絡先等を支部長に届け出る。
9 11条			支部において研修会等を行い、認定調査の把握につとめる。	→	認定調査のマニュアルの内容を把握しておく。
10 11条					災害に備え、持ち物等の準備をしておく。

2. 災害発生時の対応

No	本会の対応		支部長の対応		支部会員の対応
1 12条	県市区町、メディア等より被害地区の被害状況の情報収集を行う。				
2 12条	被害地区の被害状況の情報収集を行う。	←	可能な範囲で被害状況の情報収集を行い本会に報告する。		
3 12条	被害地区の会員の安否情報の収集を行う。	←	会員の安否情報の取りまとめを行い本会に報告する。	←	自己の安否状況を支部長に報告する。

※一覧表内の条文番号は、「静岡県土地家屋調査士会 災害協定支援規程」内の条文番号を示す。

3. 家屋被害認定調査時の対応

No	本会の対応		支部長の対応		支部会員の対応
1 13条	市区町からの認定調査の要請状況の確認を行う。	←	市区町から認定調査の要請があった場合、本会に報告する。		
2 13条			市区町から認定調査の要請があった場合、支部会員に連絡する。	→	連絡を受けた会員は、指定された集合場所に集合する。
3 13条			2ヶ所以上集合場所がある市区町の場合、支部内で地区代表者を選出して対応する。	→	2ヶ所以上集合場所がある場合、指定された集合場所に集合する。
4 13条			複数の市区町を管轄する支部は、支部内で市区町の代表者を選出して対応する。	→	連絡を受けた会員は、指定された市区町の集合場所に集合する。
5 14条			1日作業内容及び、会員の出席状況等把握しておく。	→	作業終了時1日の作業をまとめる。
6 14条			市区町の担当者と作業分担を調整する。	→	市区町の担当者及び支部長の指示により作業を行う。
7 15条	認定調査時の会員の事故等の状況を随時管理する。	←	認定調査時に会員が事故等の被害を受けた場合は、本会及び市区町の担当者に報告する。	←	会員が事故等被害を受けた場合は支部長に報告する。
8 16条	支部長からの人員要請により他支部の支部長に人員要請をする。	←	調査人員が足りない場合、本会に対し他支部に人員の要請をする。		
9 16条	他支部に要請したことを調査中の支部長に連絡する。	→	他支部と合流した場合、必要に応じて支部長間で連絡を取り合う。		

4. 調査終了時の対応

No	本会の対応		支部長の対応		支部会員の対応
1 17条	作業終了の連絡を受けた場合、終了処理の準備を行う。	←	市区町から認定調査の作業終了の連絡があった場合、本会、及び支部会員に報告する。	→	作業終了の連絡を受けた会員は、終了処理の準備を行う。
2 17条	参加報告書の取りまとめを行う。	←	会員より提出された作業報告書を元に参加報告書を取りまとめて本会に提出する。	←	作業終了時、作業報告書を支部長に提出する。
3 18条	支部長より提出された事故等報告書を取りまとめる。	←	会員からの事故等報告書を取りまとめて本会に提出する。		
4 18条	契約保険会社と保険金に関し協議する。				

最後になりましたが、直近の熊本地震の被災者の方々については心からお見舞い申し上げます。現実問題として「まさか」の震災であったと聞いています。日本全体いや全世界においての教訓とされ得るものと感じています。静岡会のこれら内容を提示することで全国の土地家屋調査士会・会員に対して、減災の気運がより定着することを祈願すると同時に、土地家屋調査士が社会の一員として、その職能と気質がもっともっと国民に定着することを夢見ています。

## 追加報告

独立行政法人 防災科学技術研究所主催の第5回防災コンテストでは、「e 防災マップ」部門で『浜松市役所周辺地区の防災マップ』として静岡県土地家屋調査士会西遠支部(静岡県浜松市)が優秀賞を受賞しています。

<http://bosai-contest.jp/emap2014group-award/group.php?gid=10087#>

業新
屋
(第3種郵便物認可)



# 防災マップ 優秀賞受賞

## 防災マップ作成ネットワーク

浜松市の土地家屋調査士や社会保険労務士でつくる「防災マップ作成ネットワーク」が作った市街地の防災マップが、防災科学技術研究所主催のコンテストで優秀賞に選ばれた。地元住民と協力し、避難ルートや危険箇所などを分かりやすく示した。メンバーは「子どもの防災教育や避難訓練で役立ててほしい」と呼びかける。(宿谷紀子)

浜松市中心部を対象に、インターネットの専用ソフトを使い、昨年六月から半年がかりで完成させた。メンバーが実際に現地を歩き、危険箇所を確認。斜面崩落が起きる可能性のある場所などは写真を撮り、地図

上で見られるようにした。その地点の標高や避難所までのルートも示した。地元住民と意見交換して最終的な地図を完成させた。コンテストには、全国から七十七チームが参加。最優秀賞は逃したが、優秀賞八チームの中に入った。今後、防災マップはネット上で公開されるという。ネットワーク代表で土地家屋調査士の佐藤隆是さん(右)は「実際に歩いてみると課題がたくさん見つかる。次は市内の別の場所でも作るなど、活動を続けていきたい」と話している。

優秀賞に選ばれた防災マップを示す佐藤代表(右)ら(浜松市内で)

### 危険箇所など分かりやすく

平成27年2月27日付け中日新聞  
 ※この記事・写真等は、中日新聞社の許諾を得て転載しています

愛しき

# 我が会、我が地元

Vol. 31

## 岩手会

### 『岩手青調会の活動報告～盛岡美味自慢レポート～』

岩手県土地家屋調査士会 岩手県青年土地家屋調査士会事務局 小田嶋 達浩

「今年の土地家屋調査士9月号の寄稿文なんだけど、青調会枠で提供するので自由に書いてみてよ、よろしく。」という依頼が広報部から飛び込んできました。急に振られた話ですので、ちょっと困ってしまいましたが、今年度私が事務局なので、私達の活動の一端と岩手、盛岡に来た際にはぜひ食べていただきたい名物を紹介させていただきます。

まず、岩手青調会(岩手の青年土地家屋調査士会)は、今年で創立28年を迎えます。岩手県人は、寡黙な方が多いのですが、粘り強く腰の強い、歴史と伝統を継承する、面倒見のいい方が多いです。

今年度の活動として、6月18日に岩手本会親睦釣り大会が釜石で開催されましたが、青調会からメンバーを送り込み、3艇のうち1艇は青調会メンバーのみの「青調会船」として参加しました。青調会には釣りに関し腕自慢のメンバーが多く、実力どおり(?)見事1、2、3位表彰台独占の快挙を達成しました。翌週の6月25日には東北地区交流フットサル大会が宮城青調会主催で開催され他会とも積極的に交流し、更なる親睦を深めてきました。その他7月16日には二戸久慈支部からの案内で洋野町名物のウニ交流会だとか…。



洋野町産生ウニ

なんかこう書くと、遊んで食べてばっかりとの印象ですが、交流会の前には二戸久慈支部と公嘱協会県北地区共催の研修案内も青調会に頂いており、寶金先生をお招きしての研修会に参加するなど、日ごろの業務の疑問や問題の議論、研究なども粘り強く行っております。



研修風景

さて、岩手ではこのような活動をしておりますが、全国各地にも青調会が設立され、全国規模での研修、大会が開催されています。この大会に参加することは開催地の気候風土を感じることができる素晴らしい機会だと思います。

そこで岩手青調会では、岩手をアピールし、全国の土地家屋調査士との交流を通じて建設的な好循環を作りたいとの思いで、平成29年秋に、岩手県で全国青年土地家屋調査士大会を開催することを目標として、組織委員会を立ち上げたところです。

岩手の魅力として、県として日本で一番広い面積(約1万5,274 km<sup>2</sup>)の恩恵による、広大な土地、海岸線に根付いたさまざまなおいしい名物があります。その中で今回は、全国大会開催予定地であります盛岡の名物「盛岡じゃじゃ麺」「盛岡冷麺」の実食レポートをご紹介します。

「盛岡じゃじゃ麺」は、「盛岡冷麺」「盛岡じゃじゃ

麵]「わんこそば」の盛岡三大麵の中では一番マイナーな麵であり、今でこそTV、旅行雑誌等で紹介されていますので、ご存知の方も多いと思われそうですが、意外と全国に知名度が上がってきたのはごく最近(10～15年ほど前)だと思われまます。「盛岡じゃじゃ麵」とは、茹でたての平らなきしめんに似たうどんに、じゃじゃ味噌、刻みネギ、刻みキュウリ、生姜、ラー油、酢、にんにく等薬味を好みで入れて、麵とよく混ぜからめて食べます。麵を食べた後、ほとんどの方は、「ちーたんたん」と言われる、食べた後の皿にじゃじゃ味噌を入れ、麵をゆでた後のゆで汁で溶いたスープを頼みます。

じゃじゃ麵の元祖は、盛岡城跡公園そばに本店を構える、かの吉永小百合さんがCMで来店した「白龍(パイロン)」です。高階貫勝さんという方が、満州から盛岡に帰って屋台から始めたといわれています。「3回食べるとやみつきになる」といわれている、白龍秘伝特製の味噌が出来上がってからは、瞬く間に盛岡人をじゃじゃの虜にってしまったというわけです。

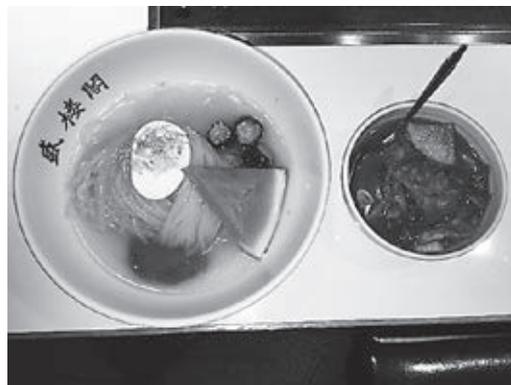


特製味噌が自慢の盛岡じゃじゃ麵

- 白龍本店にしかないマル秘情報として、
- 味噌の上に微妙に「白い粉」が乗ります。(“味の素”っぽいのですが、真相は謎)
  - 薬味として、「特製南蛮」があります。
  - 実は「水餃子」が隠れた美味だったりします。
- 次に、「盛岡冷麵」と掛けまして、盛岡市の郷土出

身力士の錦木(にしきぎ)と説く、その心は、腰(コシ)の強さが自慢です。と、うまいことを解いたつもりで、盛岡冷麵の紹介です。今では東京にも冷麵専門店がありますし、全国のスーパー等小売店でも市販された商品が売られており、自宅で簡単に作れますので、食べたことのある方も多いと思われまます。

最初食べたときは、「ゴムみたい」と揶揄される強靱な麵のコシに戸惑う方もいらっしゃると思いますが、塩味とさっぱりした酸味と辛みは、これまた数回食べるとこれもやみつきになる麵です。お店により、スープの酸味の強弱や、麵の硬さが微妙に違います。店によっては、その日の気候、湿度、温度により麵の硬さを調整して出すお店もあるらしいです。辛さについて、盛岡の人は「辛み別」といって、別の器に辛み(キムチの辛いもの)をもらい、少しずつ入れながら味を調整して食べる人が圧倒的に多いです。冷麵を注文する際は、「辛み別で」と注文することをお勧めします。



食感が特徴的な盛岡冷麵

自慢の麵についてレポートしましたが、美味さが伝わりましたでしょうか？希望どおり全国大会の開催が決定したらぜひ、「粘り腰」自慢の盛岡の麵を、足を運んで舌鼓みを打ってみてはいかがでしょうか？

全国の志を共にする土地家屋調査士の皆様との交流を楽しみに、お待ちしております。



# 奈良会

## 『修験道「峰霧講」』

大峯山龍泉寺 峰霧講講元 大先達 早津 忠保

奈良県吉野郡、東に北山川、西に天の川、十津川が蛇行して熊野灘に注ぐ。その中央、紀伊山地の北から南に修験道の聖地、標高2,000 mに近い大峯奥駈道75靡きの緑濃い大峰山脈の山並みが、熊野へと続く。

2004年7月、「紀伊山地の霊場と参詣道」として、桜の名所、吉野山の金峯山寺から和歌山県田辺市本宮町の熊野本宮大社までの160 kmに及ぶ山岳抖擻行場として修験道大峯奥駈道がユネスコの世界遺産に登録された。

1300年あまりの歴史があり、今も続く女人禁制の山、大峯山と呼ばれる山上が岳の頂上に、平安時代に役の行者(役の小角)によって山上の涌出岩で感得した、忿怒の姿厳めしい金剛蔵王権現を祀る大峯山寺本堂がある。

昭和46年(1971年)5月、奈良県土地家屋調査士会員である大峯山洞川区出身の奥村喜之助氏を代表

に筆者と数名の土地家屋調査士会員により、京都醍醐寺派大本山大峯山龍泉寺に「講」の設立申出をした。

講の名称も「法務」をなぞって「峰霧講」と命名。

同年7月、峰中の金剛曼荼羅、胎藏曼荼羅の中で我執を捨て、自然法爾の世界に身を委ね抖擻修行することで、即身成仏が得られる講の趣旨に賛同する60名あまりの講員が、洞川区の一丸旅館で、盛大に創立総会を開催した。

創立当初は、般若心経を唱える者も少なく、もちろん法螺貝吹鳴、大日大聖不動明王、神変大菩薩の真言もままならず、当時の龍泉寺院主さんのご指導のもとに、試行錯誤を繰り返しながら、毎年欠かさず当旅館を拠点にして、7月の第三土、日曜日に入峯抖擻し、本年は、創立45周年の記念の年である。

記念すべき45度入峯は、梅雨末期の蒸し暑い朝、40名余りの講員参加で7月17日、洞川区の龍泉寺の山門で発心し、登拝口の修行門で、「三昧法螺声、一乗妙法説、経耳滅煩惱、当入阿字門」と唱え法螺貝を吹鳴。護身法で身を清め、懺悔の文、般若心経を讀経し山に入る。

ここからは女人禁制ゆえ、女性行者は近くの清浄大橋から山頂を伏し拝む。



大峯山寺本堂



峰霧講員の勢揃い



大峯山頂、日本岩で法螺貝吹鳴中の筆者



女人結界門で頭を下げ入峯する峰霧講員

一の瀬茶屋跡、一本松茶屋、お助け水で役の行者像を拝し喉を潤す。出発から約2時間。

「第68番靡き、浄心門」洞辻茶屋に到着、ここで少し時間を取り昼食。ここから先は、岩峰の行場である。

昼食を摂り終える頃から雨模様となってきた。足元が滑りやすい油こぼし岩、絶壁をよじ登る鐘掛け岩、登り終えると全員合掌し「鐘掛けと問うて尋ねて来てみれば九穴の蔵を下にこそ見れ」、の秘歌と南無神変大菩薩、南無大日大聖不動明王の宝号と、「おん あびらうんけん そわか」の大日如来の真言を唱え合掌。三礼する。続いてお亀石、お亀石のすぐ上が通称黒門と呼ばれる「等覚門」。

この門をくぐると、ここから山頂までは悟りの世界。この頃から雨脚が一段ときつくなる。途中の発心、修行、等覚門、本堂山門近くの妙覚の門は即身成仏への階梯である。

断崖に身を乗り出し、逆さづりで、神仏に、自分自身に娑婆世界で、正しく生きる誓いを立てる「西

の覗き」などの表行場を終え、妙覚門を通り第67番靡き、大峯山寺本堂(標高1,719 m)へ。

雨のため裏行場の行を中止し、大峯山寺本堂と龍泉寺山上宿坊で本日最後の勤行をする。

激しい雷雨の中の創立45年の入峯抖擻であったが、事故もなく夕刻、全員無事に一丸旅館に帰着、入峯修行を終えることができました。合掌。

また、過去には近隣の土地家屋調査士会員の方も、ご参加をいただいたこともあります。

当講では、毎年の日帰り大峯抖擻の他、大峯奥駈抖擻修行を5～7日間で行っていたが、現在は、土、日の二日間の大峯奥駈抖擻修行を行い、翌年次の行場を、同じように二日間の大峯奥駈抖擻修行を行っている。また、大阪府と和歌山、奈良県境に跨がる紀泉山脈、葛城28宿抖擻。全国の修験道の聖地への抖擻修行も行っており、またここ数年は、大峯奥駈道の三大聖地の一つ、小笹の宿へ醍醐寺三宝院門跡による花供入峯にも参加している。



お亀岩付近の行者



油こぼし岩の行者



本堂山門の行者



西の覗きで業秤修行中の行者

# 平成27～28年度 研究所研究中間報告

## 研究テーマ6

### 地籍管理に関する国際標準化についての研究

研究員 藤木 政和(滋賀会)、山中 匠(広島会)、新美 育文(明治大学)

#### 第6分科会 地籍情報の標準化への対応について

第6分科会担当理事 藤井 十章

#### 1. はじめに

日本土地家屋調査士会連合会研究所は、LADM (Land Administration Domain Model)の標準化について、明治大学の新美育文教授のアドバイスで、自動車の自動走行に必要なダイナミックマップの世界標準化が検討されていることと絡めて研究を行うことになり、その点に特化した形で日本測量者連盟第7分科会との勉強会及び意見交換会を行っている。そして、日本におけるLADM標準化の流れを起こす方法について、今までの議論について紹介する。

#### 2. LADM標準化についての意見交換・協議の概要

日本測量者連盟第7分科会から、UML (Unified Model Language) (※1)クラス図とISO標準となった経緯の説明及び国内外での状況について説明があり、同分科会において、自動走行プロジェクトとの連携の可能性、自動車業界における自動運転の現状と方向性が、また、データ標準の国際競争については、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の動向の説明があった。産業競争力懇談会(JCOCN)の資料では、LADM先進のドイツにおける交通渋滞管理について、ロードプライシング(※2)での排ガスや混雑を管理するプロジェクトがあり、道路情報の3Dデータ構築のため試算を行った。その

結果、都市部において相当な規模の積算となったために、MMS (Mobil Mapping System) (※3)によるデータ構築を見合わせている状況であると説明があった。自動走行に関するグループの関心は路面、それも走行レーンに集中している現状についても言及された。

- ※1 オブジェクト指向のソフトウェア開発において、その設計法を統一し、策定した共通言語。
- ※2 交通混雑する都心部などに乗り入れる車に特別に料金を課し、混雑緩和や排出ガス対策を図ろうとする政策。
- ※3 自動車などにカメラ・三次元スキャナー・GPSを搭載して走行し、道路とその周辺の建物・標識・ガードレールなどの三次元座標データと画像データを自動的に取得するシステム。

#### 3. 日本測量者連盟第7分科会とのフリーディスカッション

土地家屋調査士は、日々の業務の結果が単なる座標および地積の確認等で留まらず、幅広く世のために役立つことが、自らの業務へのより高い動機づけになる。道路に関しても、土地が動いたとき、最初に道路区画情報を形成するのは、土地分筆のために土地家屋調査士が行うので、情報をあげられる立場である。標準化に関する取り組みを動的に進めてゆくには、データフォーマットと共通DB(データベース)を用意しておく必要があると考える。例えば、土地の情報を情報杭に記録する、あるいはレーザースキャナ等で走査した時に標定点として明瞭に識別できる仕掛けをする等の対処も考えられる。これで、標定点が増えてゆく。

日本測量者連盟では地図情報に課金しているが、1台当たり月に1円程度の課金でも安くないか

と利用者からいわれる。よって課金は実は大変である。また、日本測量調査技術協会では、橋の老朽化対策の一環として橋梁にDRMDB（デジタル道路地図DB）の座標に紐づける作業を手伝っている。橋梁名をDBに登録できるメリットがあるので行っているが、持ち出しになっている状況である。道路特定財源がなくなっているため、道路だから金が出るという時代ではなくなった。ISO国内審議団体からは、全部できないと効果の無いような整備の仕方ではなく、できたものはそれだけでもメリットがある形での制度設計が大切であるとの意見があった。

3D地図には……

- ・多目的地籍を実現するためにLADMに取り組みを始めること
- ・工事情報を取り込むこと
- ・行政が管理する各道路台帳の情報を付与すること
- ・構造物も取り込むこと
- ・自動走行のため高架道路も取り込むこと（走行支援のみでなく、高齢者の逆相防止などにも有効である）

などが必要である。土木の世界でCIM(Contraction Information Model)(※4)がいわれているが、これをLADMに取り込めれば建設、維持管理に所有の問題をつなげられるので有効であるとの意見が出ている。

道路管理においては、管理者が各道路の維持管理、延命のために、どのような情報を備え、如何なる地図が必要か考えることが重要であり、道路上に存在する構造物の情報や耐荷重情報等をLADMに取り込むことで、各道路の維持管理に必要な情報を空間的に捉えることが可能となるということがいえる。

道路交通の安全・安心に注目して留意すべき視点においても、カーブやT字路での車の住居への飛込み防止など道路周辺住民の安全、走行車両の安全、住宅地への大型車の侵入抑制の必要性についても、データ共有化する仕組みの構造化が必要であろうとされている。道路に関連して今後の検討で留意すべきは、何をすれば車両メーカー・道路管理者のニーズに応えられるのか、構造物の維持・延命に役立つか、管制を通じた延命がロードプライシングも視野に考える必要がある。また田舎の小さな道では管理境界と道路縁がほとんど重なっている区間もあることから、配慮する事項も洗い出さなければならない。(※5)今は構造物として扱われている高架部分を3次元できちんと扱えば有効な情報になると考えられる。また、GNSS分野においては自動走行には精度が足りないが、周辺地物の座標と、車載の計測装置の出力を比

較することで、車両位置の精度を飛躍的にあげることが可能であり、現在自動走行関係者が求めている精度は、地籍で言えば、甲3程度であり、TS、GPSが主流になっている技術の現状から、問題なく達成が可能であると考えられる。

- ※4 建物のライフサイクルにおいてそのデータを構築管理するための行程を土木設計分野に適用して、橋梁などの構造物を構造化して管理する取り組み。施工管理情報などのデータベースとも関連付けた情報群となり、コスト削減が期待されている。
- ※5 自治体が管理する道路と、交通で道路とする範囲が同一であるか否かで、走行する範囲と合致していないことが有り得る。歩道の幅が変わることはよくあることなので、道路の端を基準にすると事故になる。道路内の情報でも走行車線情報をどのように取り扱うかは、自動車業界にとって重要な情報である。

#### 4. フリーディスカッション等のまとめ

前述したフリーディスカッション等の協議について要点をまとめると、以下のとおりである。

- ・情報インフラとしての3次元デジタル地図情報とその現場への紐づけが大切(周知についての課題)であること。
- ・標準フォーマットと必要項目を定めれば、土地家屋調査士の日常業務において土地の異動に伴ってデータを取得できるか検討する必要がある。(制度対策での実証実験)
- ・上手く情報収集ができれば、これを通じて多目的地籍のベースとしてのLADMができてゆくであろう。
- ・共通部分としての3次元デジタル地図は、共同管理にして薄く広く課金する必要性についての検討が必要である。(運用に関する課題)
- ・地図はJPGISで流通できればよいか、否か(目的が限定しすぎているが、本来の拡張性を考慮できるか。欧州空間情報基盤(INSPIRE)などの海外例、枠組みの課題)
- ・LADMに必要なデータを集め、扱うためのアプリケーションを用意して、地方公共団体などで既存のGISの上で動かすというイメージが現実的である。(既存システムとの相性やコンバートに対する課題)
- ・データの蓄積や利用には、わが国の実情に合った



LADMプロファイルを作る必要がある。(標準に例示されているままでは不十分である。)

- ・せっかく3次元なので、空中権なども取り込むことで、各種の利害調整の円滑化などにも資する。(権利の多様化と明確化に関する課題)
- ・道路に関連してビジネスとして成り立つには今後の検討で次のようなことにも留意すべきである。
- ・何をすれば車両メーカー、道路管理者が喜ぶのかも大切
- ・構造物の維持・延命に役立つか
- ・管制を通じた施設の延命⇒ロードプライシングも視野に

## 5. おわりに

JISとガイドラインの2つのやり方があることが認識されたが結論には到達しなかった。実際自動運転技術に関しての国内における企画会社が共同で発足するなど、ダイナミックマップや3D地図に関する環境整備は自動車業界主導で行われている。日本



アイサンテクノロジー株式会社画像より

土地家屋調査士会連合会研究所としては、その流れにしたがって土地の境界情報と一元化された情報共有社会を実現していきたいと考えているが、未だ形作られていないデータ形式であるところから標準化を目指すハードルは高く、また、その必要性についての認識は深くない状況がある。今後も広く外部の団体と連携し、また意見交換を活発にすることが現在の最も優先的なものと考えている。

## 諸外国におけるLADM準拠土地管理システム (中間報告)

研究員 山中 匠

### 1. はじめに

地理空間情報活用推進基本法が施行されて来年で10年になろうとしているがその中でうたわれている、地籍調査、不動産登記を含む基盤地図情報の相互活用はいまだに実現しているとは言い難く、各種行政情報を統合的に扱う、オープンでユーザーフレンドリーな地理情報システムは未だに存在していない。

しかし、国際政治に左右されるとはいえ恐らく後退することはないであろうグローバル化、そしてこの先の予想される衛星測位技術の向上や測量方法の変化、またドメスティックな問題としても地方の高齢化と人口減少によって、土地情報の把握と管理に対応していくためには効率的で統合的な土地情報管理システムの実現は逼迫した課題となってくるであろう。

### 2. LADMの目指すものは何か

LADMは地籍2014というFIGの取組の中で2012年に国際標準化されたもので世界各国で様々な形で存在する地籍や土地登記制度を「人と土地の関わり」として、共通の側面を整理してモデル化している。

乱暴に私の理解で表現すれば、国内的にも国外的にも今まで縦割りで独立して散在し、横方向(国内外、省庁間、自治体間、自治体内の各課間)の情報の流通や組合せ、統合が難しかった土地行政関連の情報についてデジタル化を前提としながら、いわゆる「横串」を挿して、データとして相互利用しやすくするための“整理方法”についての大きな決まりである。

自分達の考える／自分達にとっての便利なGISシステム(台帳)の乱立による無駄を省くとともに一元化によるユーザビリティの向上や土地情報の効率的な多目的利用を図り、国内的には地方創生という言葉でも語られる持続可能な社会の実現や、災害に強いまちづくりなどにも繋げていけるツールであると考えている。

### 3. 地籍先進国の土地情報システム

このLADMについてはFIGで様々な議論がなされながら各国で実装が試みられている。こうしたモデルを用いてシステムが構築されていくとどのような事が実現するのかニュージーランドでの一例を紹介したい。

ニュージーランドではLINZ (Land Information New Zealand)という国土情報事務所が全国に3箇所あり地理空間情報、測量機能と登記された土地権利情報を管理している。

LINZではLINZ Data Service (<https://data.linz.govt.nz>)を一般に向けて公開しており、

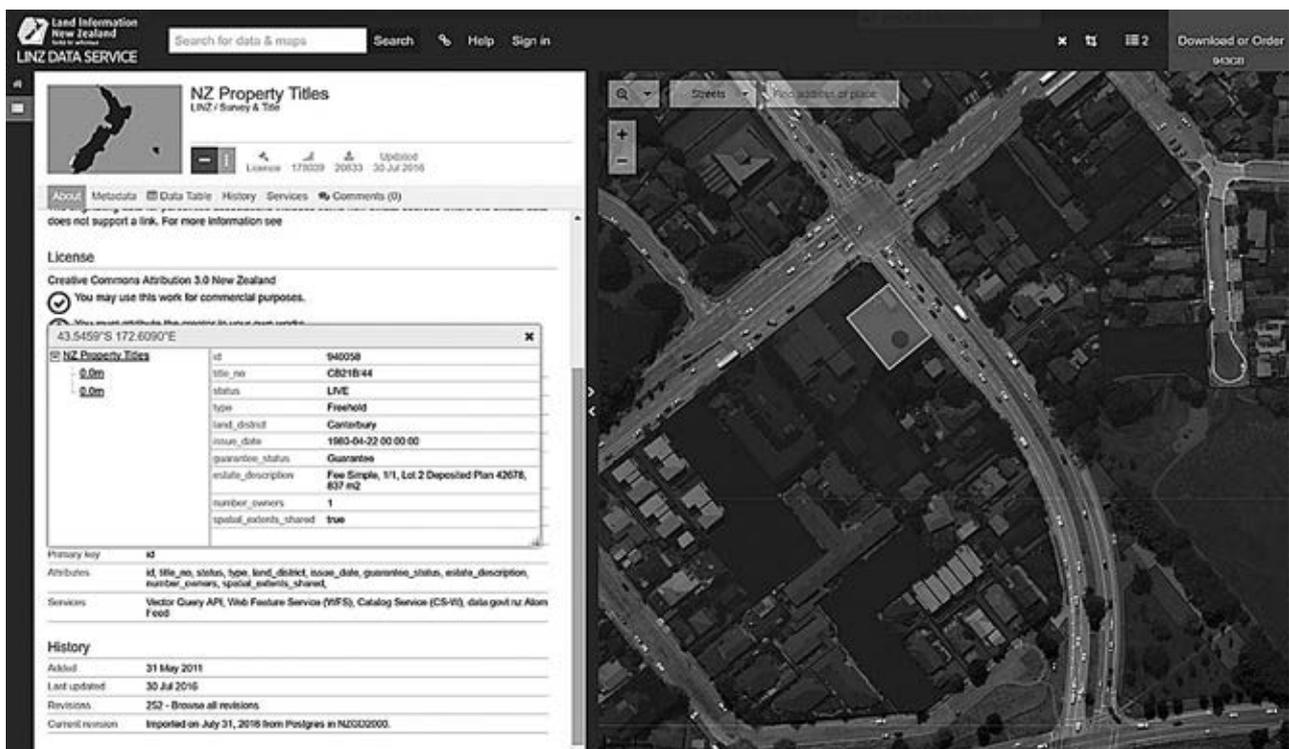
- ・空中写真(1936年～)
- ・レーザー測量によるDSM/DEM
- ・道路・線路中心線

といった日本では国土地理院が提供するような情報に加えて

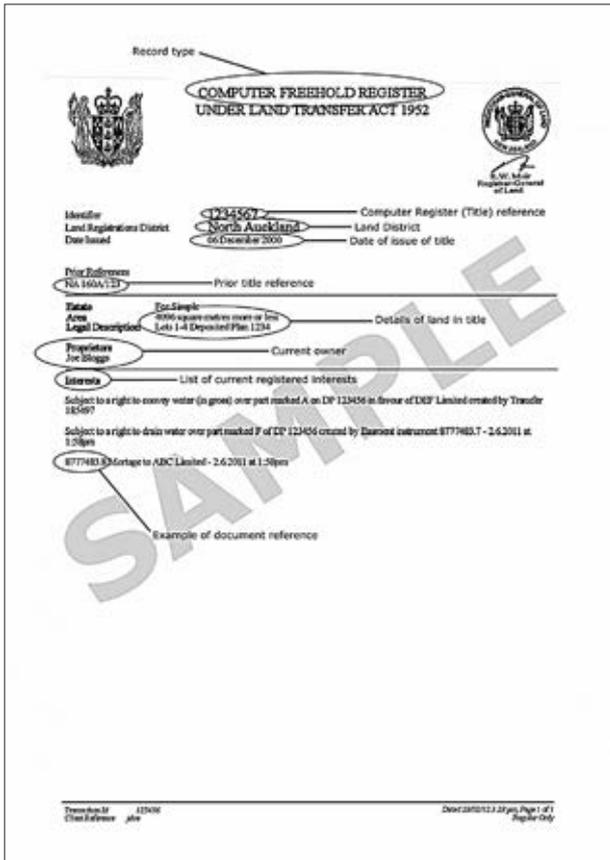
- ・所有者の個人情報を除く土地権利情報(尚、所有者については別途証明書の請求によって確認できる)
- ・境界標情報(現状の境界線上にないものも含む)
- ・測量基準点情報

といったものが、ウェブマップ上で閲覧することができる。空中写真に地籍図を重ね、近傍の測量基準点を確認するといったことも容易に行える。さらに、ウェブで登録すれば誰でも(国籍を問わず)こうした様々な情報を、CAD、GIS、GoogleEarth等ユーザが用途に適した形式を選択してダウンロードすることも可能であり、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス3.0で公開され商用も含めた幅広い利用が認められている。

また土地所有権に関する専門家(測量士や弁護士、不動産取引専門家)を対象にしたLandonlineというツールも提供されている。このツール上では土地家屋調査士に関連するものとしては測量成果の管理(測量計算や補正は生データをアップロードすると自動計算が行われその後の地殻変動等による補正も行われていく。)から土地分割の図面作成、登録など測量・登記に関する情報の更新を有資格者のみが行っていく。



LINZ DATA SERVICEで空中写真上に地籍図を重ねその中に格納された土地権利情報を開いたところ、さらに多くのデータを閲覧し重ねたり、ダウンロードできる。



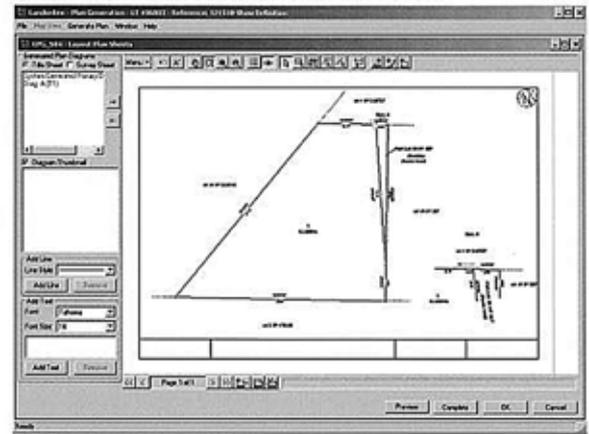
土地の権利情報は1999年から2002年にかけて紙媒体からコンピュータ化されている。上記のような証明書が必要な場合、別途LINZのHPフォームでオーダーし、データ、Fax、郵送のいずれかで受け取ることができる

#### 4. 日本国内での実現

こうした基盤の整備は現在のICTでそう難しいものではないが、分断された管轄や資格、制度の壁は高く、統合や再編となるとさらに難しくなるだろう。

しかしながら、データオープン化の流れの中で国土地理院や法務局、各地方自治体がそれぞれに持つ情報を統合することが出来、スムーズな情報流通が可能になれば、官民を問わずそれらを組み合わせ、利用することによって防災や様々な社会問題の分析や対応、意思決定を効率的で容易にしていけること

The Layout Plan Sheets window allows the user to set out their diagrams within the title and survey sheets, and to manipulate and enhance those diagrams with user added text and other graphic tools.



Layout Plan Sheets Window (Title Sheet)

Landonlineの画面 (LINZ 資料より)

は間違いない。そしてそうしたシステムの中で土地家屋調査士が日常業務の中で扱う一筆地の情報は土地の効率的な土地利用を図る上での非常に基本的な要素であるのみならず、常々の調査の中で登記には反映されず蓄積してきた様々な現地に関する知見・情報を格納蓄積していくことができれば、業務の効率化に寄与するのみではなく、その情報量が業界の力ともなるのではないかと考える。

こうしたことを見据え、LADM標準化への知見を深め研究を進めていきたい。



公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

## 登記測量研修会

# ドローンフェスタ in 東北

開催日時：平成28年6月24日(金)

開催場所：「きざん八戸」ロゼホール

「ドローンフェスタin東北」と銘打ち、青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下、「青森県公嘱協会」という。)主催の登記測量研修会が行われた。

また、会場の各ブースでは、多種ドローンの展示、空撮写真展、操縦体験教室、各メーカーによるデモンストレーションも行われた。



ドローン展示ブース

## 1. 「新学校基準点設置事業による ヘリサインについて」

高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
理事長 泉 清博 氏

泉氏は冒頭、官公署を女性に例え、「下心丸出しでただ追いかけるだけでは駄目で、相手(官公署)から必要と思われるためには、好きなことに真剣に取り組むことが大事だ。今回の青森県公嘱協会の試みは、まさに好きなこと、公益性のあることに取り組む姿勢が見えて非常に良い。」と述べた。同氏はこのように終始ユーモアたっぷりに講演し、場の空気を和ませた。

ヘリサインとは、災害時に救援物資を上空から届けるための目印である。東日本大震災の折、このヘリサインが普及していなかったせいで、物資の供給が滞った。高知県公嘱協会では、学校の屋上が、災害時の



泉清博氏

ヘリサイン基準点になることから、高知市と協力して設置に取り組んでいる。この取組は全国ニュースでも取り上げられ、注目されている。

次に同氏は、ドローンを使用しての測量の可能性について言及した。

ドローンの使用に関しては、三つの問題点がある。一つ目は活用方法がわからないこと、二つ目はお金がかかるのではないかとということ。三つ目は、グーグルアースがあるので、必要性に乏しいのではないかとということだ。グーグルアースには歪みがあるため、測量にはより緊密に重複して写真を撮り、重ね合わせる作業が必要となる。

最近では以前に比べ、機材等の単価も下がってきているため、工夫すればコストをかけなくてもドローンを活用できるようになってきている。ドローンによる測量は、費用対効果を鑑みても、十分に研究に値するものである。

## 2. 「公共測量へのUAV(ドローン)の 導入に向けた国土地理院の取組」

国土地理院

企画部測量指導課長 安藤 暁史 氏

ドローンを含む無人航空機を総称してUAVという。安藤氏の講演は、主にこのUAVという言葉を使用して進められた。



安藤暁史氏

### ① UAVを取り巻く動向

初めに、国内におけるUAV関連の事件、事故が紹介された。特に、首相官邸屋上や、山陽新幹線の軌道敷地内でUAVが発見された事件は記憶に新しい。

2014年から2015年にかけて、このようなUAVをめぐる事件、事故が多発したことから、2015年9月12日に航空法が改正され、UAVを使用する場合における一定のルールが示された。また、2016年3月18日には、小型無人機等飛行禁止法が制定され、特定の範囲(国の重要施設等)の上空での飛行が禁止された。測量にドローンを使用する際は、これらの法律を確認し、注意して行わなければならない。

以下に、各法の概要を紹介する。

- a) 航空法で定められたUAVの飛行に関するルール  
飛行禁止区域：  
空港周辺・150 m以上の上空・人家の密集地域  
飛行方法の制限：  
目視の範囲内で飛行させること・人、建物、車等から一定の距離(30 m)を保つこと・危険物輸送の禁止等
- b) 小型無人機等飛行禁止法(ドローン規制法)  
国会議事堂・首相官邸・皇居等国の重要な施設、外国公館、原子力事業所の周辺(対象施設・区域及びその周囲300 m程の地域)の上空においてUAVの飛行を禁止した。

### ②測量におけるUAVの利用

UAVをめぐる規制が進む一方で、国土交通省全体で進めている、建設現場の生産性向上のための施策(i-Construction)では、測量の分野でUAVを積極的に取り入れる動きが出ている。技術者不足、若手・担い手不足の現状がある中、ドローンを使って効率

的に測量し、生産性を上げようという試みである。従来、測量は、その範囲によって現地測量(狭い範囲)と空中写真測量(広範囲)の二つの手法を用いて行われていたが、前者は手作業が多く時間がかかり、後者は機械経費が高く、小回りが利かないという欠点がある。一方UAVは、必要な時に容易に空中写真を撮影でき、機械経費も安価である。小回り抜群で、「天気良くなったから今から測量しよう」ということも可能になる。

測量業者のUAVの所有率は、2015年10月時点で1/4強となっており、UAVを測量に利用したことがある業者は全体の3割にのぼる。また、2/3の業者が、UAVを用いた測量に興味関心を抱いており、国土地理院としても後押ししたい考えである。

国土地理院では、既に測量にUAVを利用し、一定の成果を上げている。初めての測量は、2014年3月、西ノ島で行われた。2016年3月までに計5回撮影し、島がどれくらい大きくなっているかを計測した。2015年9月には口永良部島が噴火し、噴火直後、有人機の飛行に規制がかかる中、UAVを使用して全島の撮影に成功した。UAVは有人機が行けないエリアも飛行可能なため、ここに大きな可能性を感じる。このような、ドローンを使用して災害の起こった場所を撮影するという取組が初めてマスコミに取り上げられたのは、2015年の関東・東北豪雨に伴う鬼怒川の堤防決壊の際である。従来は、上空又は街側からの映像しか撮影できなかったが、ドローンを使用したことにより河川側からの撮影を可能にし、一定の評価を得た。この時、撮影された映像はYouTubeから配信している。さらに、2016年の熊本地震における情報収集にもUAVが用いられた。現在、熊本城の復旧のためにドローンで撮影してほしいとの依頼がある。

2016年3月、「国土地理院ランドバード」が発足し、緊急撮影にも対応できる高度な技術をもつ人材の研修・教育に力を入れている。

### ③UAVを用いた公共測量マニュアル及び安全基準(案)

原則として、公共測量にはUAVの使用はできない。しかし一定の条件を満たせば使用可能で、2015年度までに5件の利用例がある。2016年3月には、UAVを用いた公共測量マニュアル(案)及び

公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準(案)が公表された。しかし、特に安全基準については完成には程遠い。現場が街なのか山なのか、操縦者はベテランかどうか等で、基準は異なる。より実情に則した形に改正を重ねていく必要がある。また、世論の大半は、UAVに対して否定的なイメージを持っているため、事件・事故の方がマスコミに取り上げられやすい。一度刷り込まれた悪いイメージを覆すのは困難であろう。そのため、とにかく安全に作業を行い、その積み重ねで世の中の信用を得ることが重要である。

### 3. パネルディスカッション

#### 「空の産業革命は地方から」

コーディネーター

青森公嘱協会 理事長 高見 雅之 氏

パネリスト

国土地理院 企画部測量指導課長

安藤 暁史 氏

中央大学法科大学院客員教授・弁護士

寶金 敏明 氏

高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 泉 清博 氏

岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 安保 豊人 氏

一般財団法人JAREX 理事長

柳平 幸男 氏

ドローン検定協会株式会社 代表取締役

山下 壱平 氏

震災等自然災害時におけるドローンの有用性や測量に使用する可能性について、また、若者の雇用創出についての活発な意見交換が1時間半にわたって繰り広げられた。

若者の労働力を地方で活用するための議論で、安保氏と泉氏は、「ドローンに対しては、若者たちも憧れを抱いている。そして、ドローンを使用した仕事のニーズは多い。ドローンの整備や操縦等の勉強ができる学校を地方に作る等すれば、地方活性化につながるのではないか。」と述べた。また、山下氏からは、現職者の中からプロフェッショナルを創出し、



高見雅之氏



ディスカッション

道筋を立て、「こんなかっていい仕事がある。」と若者にアピールすることが大切ではないか、との意見が出された。

また、寶金氏からは、弁護士ならではの視点から、ドローンを使用する際の問題点が指摘された。まず一つ目は、操縦者の特定が困難であること。二つ目は、偶然の映り込みによるプライバシー侵害の懸念である。

操縦者の特定に関しては、携帯電話のようにSIMを搭載するという議論も出始めている。

最後にコーディネーターの高見氏より、「ドローンの普及にはまだまだ多くの問題点、困難がある。しかし地方の雇用創出、経済発展の起爆剤として、こういった議論が有効であることは間違いない。今後も地方から発信していきましょう。」と研修会を締めくくった。

広報員 福原仁典(秋田会)

# 会長レポート

## REPORT

7月16日  
～8月15日

7月

16日

### 地籍問題研究会第16回定例研究会

今回の地籍問題研究会は、石川県金沢市の金沢大学角間キャンパスでの開催である。近畿ブロック協議会の総会会場の和歌山から直接、金沢に向かう。第一部は「空き家空き地に対する現状と課題」と題し、進行は大星正嗣研究会幹事(元連合会副会長)。第二部は「京都市、金沢市に於ける空き家空き地の活用等の取り組み」と題し、進行は國吉正和研究会幹事(前東京会会長)。今回のテーマは、社会問題でもある「日本の空き家空き地問題を考える」であり、参加者も多く、関心の高さがうかがえた。

17日

### 竹内重信先生褒章受章祝賀会

山口県萩市にて開催された、山口会の竹内重信先生黄綬褒章受章祝賀会に出席。山口会はもちろん、多くのご友人の方々のお祝いの気持ちが溢れた盛大な祝賀会であった。祝賀会の開催は、多彩な交友関係を持たれる受章者に制度広報していただける一面もあり、連合会としてもありがたいことである。

19日

**自由民主党副総裁 高村正彦衆議院議員来訪対応**  
自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の会長を務めていただいている高村副総裁が来館。日頃のお礼と引き続きのご理解とご指導をお願いした。

27日

### 子ども霞が関見学デー

法務省民事局民事第二課と協力し、子ども霞が関見学デー(法務省)に広報部、事務局を中心に参画。200組以上の親子連れに来場いただき、手作り感満載の測量体験、歩測体験、スタンプラリー等で、

法務省だけでなく土地家屋調査士の制度広報としても有意義な内容であった。

### 日本測量者連盟役員会

藤井理事と共にFIG第11分科会会長として出席。この連盟には国土地理院を始め、日本を代表する測量関係団体が加盟しており、FIG(国際測量者連盟)にも参加する連合会の意義を再確認した。

28日

**第47回「衆議院議員塩崎恭久と明日を語る会in東京」**  
現職の厚生労働大臣でもあり、自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟幹事長も務めていただいている塩崎恭久大臣のセミナーに岡田副会長と参加。日本の人口問題等を経済の視点から解説され、問題意識を再確認した。

### 第6回正副会長会議

過日の総会における執行部答弁を確認の上、対応を怠らないよう指示するとともに、午後からの理事会に向けて方針整理を行う。

28日、29日

### 第2回理事会

定時総会后、最初の理事会を招集。承認いただいた平成28年度事業計画につき、各部の取組を再確認するとともに、懸案事項等を協議。

29日

### 民事法務協会新会長挨拶の対応

一般財団法人民事法務協会の新会長に就任された内田貴氏が、神田亘総務課長と共に、就任挨拶に来館。民事法務協会の坂巻副会長には、連合会の外部委員を務めていただいております。会員の日常業務とも非常に関係が深い成年後見制度についても、教示をお願いした。

## 8月

### 2日

#### 法改正に係る打合せ

岡田副会長、金子常任理事と共に、明日開催予定の研究所の会議に向けて、懸案事項である境界立会要請、境界立会代理、表示に関する登記を伴わない調査測量について、要点整理を行う。

### 3日

#### 衆議院議員保岡興治モーニングセミナー

岡田副会長と共に保岡興治先生のモーニングセミナーに出席。全国土地家屋調査士政治連盟からも横山会長、椎名幹事長が出席。内閣官房参与・京都大学大学院教授の藤井聡氏が「国民所得を80万円増やす/アベノミクスに対する5つの提案」と題して講演。

#### 第2回研究テーマ「筆界業務」会議

研究テーマ「筆界立会いの代理権・立会要請権・筆界調査権・筆界認証権に関する研究」について、研究所の会議に出席。今年度の事業方針大綱の中心に据えている、私たちの調査権限の強化、業務処理環境の改善に関する境界立会要請、境界立会代理、表示に関する登記を伴わない調査測量の意味等について協議。

### 4日

#### 衆議院議員高村正彦 朝食勉強会

高村先生の朝食勉強会に加賀谷副会長と共に出席。全国土地家屋調査士政治連盟からも山本副会長、馬場副幹事長が出席。政権与党の副総裁である高村先生が、先の参院選の結果や、安全保障、財政健全化等、多方面にわたり講演された。

## 会 務 日 誌

7月16日～8月15日

### 7月

#### 20日

##### 第1回地図対策室会議

###### <協議事項>

- 1 法務省不動産登記法第14条地図作成等基準点測量作業規程解説書の改訂について
- 2 今年度の事業方針について

#### 25日

##### 第1回社会事業部会

###### <協議事項>

- 1 平成28年度社会事業部事業方針について
- 2 法務省民事局民事第二課との検討事項について
- 3 土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同について

#### 28日

##### 第6回正副会長会議

###### <協議事項>

- 1 平成28年度第2回理事会審議事項及び協議事項の対応について
- 2 地籍問題研究会からの協力要請依頼について

#### 28日、29日

##### 第2回理事会

###### <審議事項>

- 1 平成28年度各種委員会等の委員等の選任について
- 2 第12回土地家屋調査士特別研修の実施について

###### <協議事項>

- 1 第10回国際地籍シンポジウムへの参加者について
- 2 土地家屋調査士が保有する業務情報公開システムの実証実験の実施について
- 3 平成28年度第1回全国会長会議の運営等について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則(附録様式)の一部改正(案)について
- 5 平成29年度以降の会員数に応じた事業助成の在り方について
- 6 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂について
- 7 コンプライアンス・プログラムの改訂について
- 8 eラーニングコンテンツの制作に係る株式会社東京リーガルマインド(LEC)との業務委託契約の更新について

- 9 土地家屋調査士専門職能継続学習(CPD)履歴の管理と公開方法について
- 10 G空間EXPO2016への参画について
- 11 土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同の開催について
- 12 法務省大臣官房司法法制部の行う認証に向けた事前相談の前段階の面談について
- 13 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の認証に対する連合会の考え方
- 14 研究所研究員の翻訳した地籍に関する文献を海外メディア(FIGに係る出版物)へ掲載することについて

## 8月

### 1日

#### 第1回研究テーマ「最新技術」会議

- 1 平成28年度研究所研究テーマ「最新技術に関する研究」について

### 3日

#### 第2回研究テーマ「筆界業務」会議

##### <協議事項>

- 1 研究テーマ「筆界立会いの代理権・立会要請権・筆界調査権・筆界認証権に関する研究」について

### 3日、4日

#### 第1回事務所形態検討チーム会議

##### <協議事項>

- 1 法務委員会との連携について
- 2 制度面に関する検討
- 3 平成28年度の活動について

### 4日、5日

#### 第2回業務部会

##### <協議事項>

- 1 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂作業について
- 2 土地家屋調査士事務所形態及び業務報酬に関する実態調査について
- 3 不動産登記規則第93条不動産調査報告書作成ソフトの改修について
- 4 平成28年度事業計画の展開について

### 9日、10日

#### 第3回財務部会

##### <協議事項>

- 1 財政の健全化と管理体制の充実について
- 2 福利厚生及び共済事業の充実について
- 3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 4 システムコンサルティング成果品への対応について
- 5 資金運用等への対応について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会給与規程(職員)に関する検討について
- 7 平成29年度予算(案)の策定について
- 8 日本土地家屋調査士会連合会会計規則第54条の見直しについて

#### 第3回広報部会(全体会議)

##### <協議事項>

- 1 土地家屋調査士の日に関する啓発活動について
- 2 広報グッズの作成について
- 3 メディアを利用した広報活動について
- 4 「事務所運営に必要な知識」について
- 5 土地家屋調査士会の実施する事業等の紹介について
- 6 会報掲載記事について
- 7 平成29年度の会報見積条件について

## 第2回 測量・地理空間情報 イノベーション大会

- 【日時】 平成28年6月14日・15日  
【会場】 東京大学伊藤国際学術研究センター  
【主催】 公益社団法人日本測量協会  
【共催】 スペシャリストの会(空間情報総括監理技術者の会：SPの会)  
ジオメトリストの会(地理空間情報専門技術者の会：GMの会)  
【後援】 国土交通省 国土地理院

公益社団法人日本測量協会(以下「日測協」という。)の公益事業の一環として、測量・地理空間情報に関する技術とそれを利活用した新事業の展開、さらには人材育成や教育研修など、当該分野の技術革新に資する幅広い議論と情報発信の場として、「測量・地理空間情報イノベーション大会」(以下「イノベーション大会」という。)が開催された。

2日間にわたるイノベーション大会は、メイン会場を含めた4会場でそれぞれのテーマに基づき、約60の講演とポスターセッションが行われた。また、「熊本地震災害被災状況写真展」が併設された。

### オープニング

#### 主催者挨拶

公益社団法人日本測量協会 矢口 彰 会長

昨年開催した第1回イノベーション大会が大変好評であり、今年も開催する運びとなった。

日測協が関わる大きなイベントとして、毎年秋に開催されている「G空間EXPO」がある。この大会は子供から測量専門職までを対象とし、G空間情報の

理解を深めてもらうとともに、G空間情報社会の裾野を広げることを目的としているのに対し、イノベーション大会は、測量技術者やこれから測量に携わってほしい方々を対象とし、測量・地理空間情報の動向について議論し、相互のコミュニケーションのネットワークを広げてもらう場として企画している。

東日本大震災から5年が過ぎ、4月には平成28年熊本地震が発生した。日測協はこれからも動向を注視しながら、復旧・復興に協力していきたい。自然災害に対する防災にとって、測量・地理空間情報は、社会に貢献する非常に重要なテーマである。これからの測量・地理空間情報に思いを馳せてほしい。

#### 後援者挨拶

国土地理院 村上広史 参事官

測量・地理空間情報が大きく発展する中で、これらを取り巻く技術や環境の向上に対する期待は、日々高まっている。国土交通省では、今年を生産性革命元年と位置付け、i-Construction<sup>(※1)</sup>が本格的に運用を開始した。測量・地理空間情報にますます活用されていくだろう。

国土地理院では、「測量業」を「国土管理業」と捉えている。



主催者挨拶 日本測量協会矢口会長

- 1 国土の効率的・効果的な活用
- 2 適切な国土管理
- 3 災害対応
- 4 持続可能な開発
- 5 基礎的な情報の提供

国土管理には、測量・地理空間情報の質が健全かつ、安心安全な社会に不可欠であり、本大会には、国土管理ないし今後の経済社会の発展・成長を生み出すイノベーションのスイッチが多数存在する。これは、国土地理院が実施している「G (技術)・K (広報)・K (教育)」に重点をおいたリーディング・プロジェクトと共通するものであり、外部からの視点を学び、次世代の担い手確保、そういった成果に大変期待している。

※1 「ICT の全面的な活用 (ICT 土工)」等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、もって魅力ある建設現場を目指す取組 (国土地理院HP より)

## 基調講演

### 「レジリエンスの向上をめざした新しい防災の推進」

国立研究開発法人防災科学技術研究所 林 春男 氏

従来の防災 (被害低減モデル) は、災害後の被害を知り、脆弱性を克服することが目的であったが、このモデルは限界を示している。

#### 被害低減モデル

従来の防災のモデル：予防中心  
エンジニアリングアプローチ

$$D = f (H, E, V)^{\ast 2}$$

D：被害

H：ハザード (理学)

E：暴露量 (都市計画)

V：脆弱性 (土木建築構造)

※2 H, E, Vの大きさ・関連性によって、Dは変化する。

巨大災害が繰り返し発生しているが、ほとんどの巨大災害は都市 (Eが大きい) で発生、または、超広域災害 (Hが大きい) である。世界では、日本を防災力が高い国と評価しているが、被害をゼロにすることはできない。被害発生を前提とし、「そこから立ち直れるのか」が重要であり、構造物に頼らない予防力と回復力を今後の防災・減災の枠組みの中に入

れていくことが必要である。予防力と回復力がそれがレジリエンスである。

#### 「レジリエンスモデル」

新しい防災のパラダイムの確立

$$R = f (D, A, T)$$

$$R = f (\underbrace{H, E, V}_{\text{予防力}}, \underbrace{A, T}_{\text{回復力}})$$

R：レジリエンス

D = f (H, E, V)

A：人間活動

T：復旧時間

レジリエンスには、事業継続能力 (それぞれの組織が、本来やるべきことをどんな状況でも遂行することができる力) がポイントとなる。事業継続は、災害発生時に組織の機能が失われるが、組織機能損失を最小限に抑え (X)、またそこから正常な状態へと戻す活動時間を短時間で終了させること (Y) が大切であり、X×Yの面積を極小化することがレジリエンスの向上である。絶対に守らなければならない機能については予防力を上げる、被害が出たとしても回復力で補うシステムが重要であり、また優先順位を差別化することがレジリエンスとして大切である。特に回復力には防災情報が重要である。

レジリエンスモデルを基にすると、防災力は、予測力・予防力・対応力の組み合わせが密接になる。

予測力 = 状況の変化に応じてリスクを評価する  
→ 想定すべき危機事態の分析



基調講演 国立研究開発法人防災科学技術研究所 林春男氏

予防Ⓕ=被害の未然防止(リスクごとに異なる専門性が必要《建設・福祉・教育等》)

→ハザード毎に異なる予防策・リスクの種類や大きさに応じて適切な対応策の検討

対応力=被害拡大を阻止し、早期の復旧復興を実現(一元的・全庁的な対応)

→災害対応過程のモデル化(失見当期・災害対応業務・業務マネジメント)

地理空間情報に関わる測量技術者には、特に対応力への技術提供が求められている。災害後の情報処理・情報共有のためにまず必要となるのは、地図である。更新・マッピングしていくことで、被災状況の確認や人間活動の変化を確認し、より効果的な災害対応を行うことができる。

## ポスターセッション会場

～今の測量・地理空間情報の技術を知る～

60社の参加で実施されたポスターセッションは、全体の約3分の1がUAV関連であった。以下、セッション数は、GNSS、MMS、航空レーザ、地上レーザ、高分解能衛星関連の順に続く。

## 講演

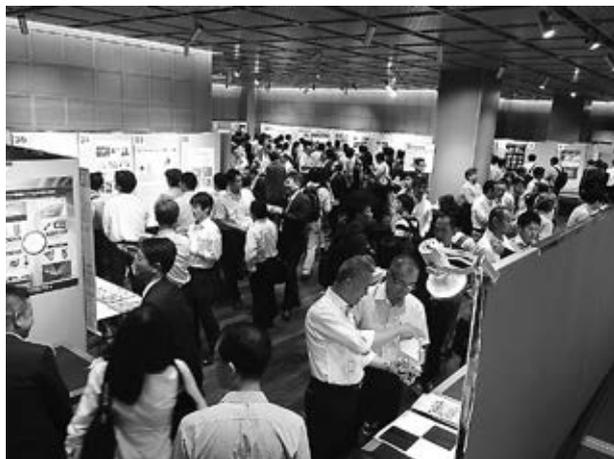
～外部から見た測量技術者の「あるべき姿」を聞く～

株式会社ネクストパブリッシング 遠藤 宏之 氏

株式会社日刊建設通信新聞社 田嶋千文 氏

株式会社建通新聞社 脇坂章博 氏

アジア航測株式会社 那須 充 氏



ポスターセッション会場

## 《上記講演者要約》

多様化・高度化する地理空間情報をマネジメントする、あるいはコーディネートするのは誰なのか。測量技術者個々が競う差別化も重要だが、併せて業界が活躍できるフィールドを作る、そして市場を形成することも、測量技術者自身が考えなければならない。

「何を考え」「何をするのか」

→測量技術者のコミットできる技術領域が左右される。

→測量技術者の「未来」を描けるか否か。

エンドユーザーは、PCやスマートフォンで当たり前前に地図を眺めるが、日々作り上げているのかは誰なのか。「要素技術」は気にされず利用されている。多様な高度社会のプラットフォームを担うのは、我々だというメッセージを発信することが大切である。発信せず放置すれば、フィールドは奪われていく。当たり前に使っているものは、測量技術者がコミットしていることを知ってもらふ工夫・努力をすべきでは。

活躍できるフィールドでなければ、後継者の獲得は難しい。若年技術者や学生へのキャリアートの提示、女性目線ならではの視点・発見を業界に吹き込む環境づくり、更には他産業技術者と「結合の手」を広げ、「共通言語」をもつての活躍に期待したい。

測量技術者一人ひとりが、この業界の未来を思い描いてほしい。

## 取材者感想

本大会は、多様な視点場から発信される講義や情



講演 株式会社建通新聞社 脇坂章博氏

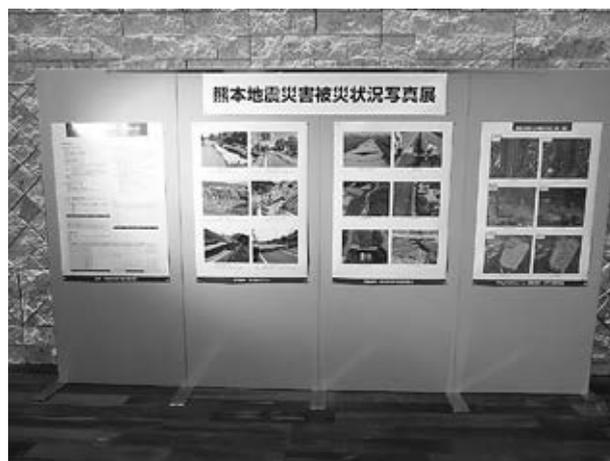
報が、一点集中することに大きな意義があると感じた。

また、地理空間情報と密接な関係にある、人口減少・地球温暖化・自然災害・経済のボーダレス化等の社会問題に対し、そのような問題と向き合い、測量専門職自らの情報発信を、社会は求めていると感じ

取れた。

そして「イノベーション」、土地家屋調査士の未来像にとっても、不可欠なキーワードであると思う。

広報部理事 山口賢一(長崎会)



熊本地震被害被災状況写真展

## 土地家屋調査士新人研修開催公告

平成 28 年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

### 中国ブロック協議会

記

開催日時	平成28年11月11日(金)午後1時 開始 平成28年11月13日(日)午後4時20分 終了
開催場所	山口県岩国市錦町宇佐郷1075番地 「深谷峡温泉 清流の郷」 電話 0827-74-5100
申込手続	受付期間 平成28年9月26日(月)～平成28年10月14日(金) 申込先 所属する土地家屋調査士会事務局
受講対象者	開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員 なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込先までお問い合わせください。



風の盆

深谷健吾

踊る手も足も影引き風の盆  
村中の稲村中で刈りにけり  
卒寿なほ踊り櫓で音頭取る  
函館の夜景につづく星月夜  
慰霊碑へ翅を合はせて法師蟬

当季雑詠

深谷健吾選

茨城 島田 操

夕鴉甚平同士の縁将棋  
老いの身を労るごとく扇風機  
平和とは有難きかな夕端居  
裏山の風も入りくる夏座敷  
開け放つ部屋で男の昼寝かな

愛知 清水正明

慈悲心鳥お助け茶屋の屋根に啼く  
化野の風の音聞く墓  
紫陽花の毬の重さや子は不惑  
動かねば触角老いる蝸牛  
蟬時雨カイニヨ俄に膨らめり

茨城 中原ひそむ

嘉永生れの祖父の記憶や柿たわわ  
藪椿咲かせ海向く遊女塚  
世辞言ひぬ性向日葵の向きむきに  
誰が撞く無住寺の鐘麦は穂に  
病む妻と二階窓より遠花火

岐阜 堀越貞有

他国語の飛び交ふ名所京暑し  
くつきりと背なに白線水着あと  
高原のテラスの冷しコーヒーかな  
同窓は釣り名人や鮎の里  
同窓と高野参りて秋惜しむ

今月の作品から

深谷健吾

島田 操

平和とは有難きかな夕端居

「端居」とは、夏の夕方、室内の暑さを避けて、縁先や端近に腰掛けて涼を求めること。涼味を求めながら庭の草木を眺めたり、物思いにふけるなど、夏の風物詩であり、何と風流な、俳句ならではの季語である。提句は、第二次世界大戦の戦前派のお方の一句かと思像される。中七の「かな」の切字により、「平和の有難さ」が一層強調され、作者の回顧の念が痛感させられる。「夕端居」という古風的な季語の幹旋が見事であり、敬服の一句である。

清水正明

慈悲心鳥お助け小屋の屋根に啼く

「慈悲心鳥」とは、ホトトギス科の鳥。鳴き声に特色があり、ジュイチ、ジュイチ（十二）もしくはジヒシン、ジヒシン（慈悲心）と鳴くのでこの名がある。日本へは、五月に南方から飛来する。尚、「十二」は季語の傍題。野麦峠お助け小屋とは、飛騨・越中と松本盆地との交通に利用され、製糸女工の出稼ぎ路として有名。岐阜県立自然公園内に野麦集落の古い家屋を移築したもの。名の由来は江戸時代にさかのぼると聞く。提句は、当地の吟行句か。第一に、句材としての「お助け小屋」の着眼点がお見事。更に、季語の「慈悲心鳥」との取り合せの素晴らしさに敬服の一句である。

中原ひそむ

誰が撞く無住寺の鐘麦は穂に

「麦の穂」は、季語「麦」の傍題。イネ科の二年草。日本で普通栽培されているのは大麦、小麦などで、いずれも秋に蒔き、四月半ばに花穂を直立させる。五月ごろに全体が黄色く熟したら刈り取る。収穫期の初夏には、趣のある風景が広がる。提句のポイントには、中七の「無住寺の鐘」である。住職のいない寺なのに、この鐘は誰が撞いているのか。即ち菩提寺の哀愁の鐘なのか。時期は、麦が熟し、村一面を黄金色の美しい麦畑の景が。無住寺の鐘の音が作者の郷愁の情を強くして行く。俳句の深みを感じる素晴らしい一句に敬服。その気にさせる俳句とは、また素晴らしい日本の文化である。お互いに頑張りましょう。

堀越貞有

他国語の飛び交ふ名所京暑し

「京都」は、南北に細長く山に囲まれていて、夏は蒸し暑く、冬は底冷えがするほど寒いといった寒暖の差が大きい地域。世界人気都市ランキングで二年連続一位になっている観光地。四季を通して一年中全国・全世界からの観光客は絶えません。十五の世界遺産をはじめ、名所・旧跡なども多くあり、嵐山や嵯峨野など自然景観も多数。外国人の観光客は、中国をはじめ東南アジアの人が約七十五%を占め、全世界より百万人以上の来訪者がある。提句は京都の名所での一句か。名所には、東南アジアからの観光客が、わんさと訪れ、日本語より他国語の方が、多く交わされている。確かに中国語や韓国語は、日本語に比して早口で大きい。最も夏は暑い京都で、この言葉では暑さも倍増である。時事俳句は、何時でも何処でも、どんな句材でもできる。お互いに楽しみましょう。

## 平成28年度地図作成実務研修会開催

地図作成研修実施委員長 高橋素介

平成28年度地図作成実務研修会を、ホテルメトロポリタンエドモンドを会場として、受講者31名を対象に、平成28年7月25(月)、26日(火)の2日間で開催致しました。

これまで全公連は、全公連加盟の全国の公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員

の中から、不動産登記法第14条地図作成の過程で求められる、トータルマネジメント能力を備えた専門家を認定し、公開することで国民及び発注機関の有益となることを目的に、平成26年度まで地図作成総括責任者養成講座として、A講座とB講座の二本立て(計6日間)で毎年実施してまいりました。

地図作成総括責任者の受講資格は、地図に関する一定の知識及び実務経験を有し、作業責任者として基本計画・作業計画の立案に関与した者を対象としており、認定の難易度もかなり高いものです。

今回の地図作成実務研修会は実務経験等の受講資格を限定せず、これから地図作成作業に参加する者、現在班長や作業リーダーを務めている者、今後班長や作業リーダーとなる予定の者等、全ての立場の者



倉富会長

を対象として、地図作成作業を実施する上で作業リーダー又は班長に必要な知識・技術の実務研修を行い、その能力の向上を目的として、筆界についての土地家屋調査士としての専門能力・測量技術・工程管理・成果品作成について、かなり踏み込んだ実務的な内容の研修となりました。

研修内容については、以下のとおりです。

### (1日目)

#### 研修①

演題 「地図作成において留意すべき長狭物の境界」

講師 寶金敏明弁護士

地図を作成する上で、土地家屋調査士としてあってはならないミスの事例、悪しき現況主義と適切な現況重視、境界の種類、筆界合意の意味、共有者に関わる筆界同意、原始筆界の重要性、不動産登記法第14条地図作成の法的意義、公物管理界と筆界、道路等の民有底地の取扱い、地図作成における筆界を原理的に追及することの意義と弊害、集団和解と地図、地図訂正と地図修正の違い等について、土地家屋調査士としての必要な知識としては、かなりハイレベルな解説がありました。



寶金講師

#### 研修②

演題 「地籍測量の概要及び各工程における留意事項」

講師 国土交通省土地・建設産業局地籍整備課  
森田和幸 整備推進第一係長

国土交通省の地籍整備課で、現在、地籍調査の成果審査を直接担当する森田和幸係長により、測量実務の詳しい講演をしていただきました。

地籍測量の概要として、地籍調査の測量の基準、



地籍調査の作業手順、工程管理・検査、誤差の限度、測量方法の解説があり、その後、地籍調査における各工程ごとの留意事項として、地籍測量の精度管理において重要な次数の制限と通算次数の考え方、標識設置と管理、地籍図根三角測量(C工程)・地籍図根多角測量(D工程)では測量網の組み方についてその注意点、GNSS測量の注意点と新手法、点検測量の方法、細部図根測量(F1工程)では留意事項と精度管理、一筆地測量(F2工程)では次数の制限と筆界点の点検、実施者検査と認証者検査の内容、それぞれ地籍測量と公共測量・不動産登記法第14条地図作成作業の作業規定の内容の違いについての解説も含め詳しい解説がありました。



森田講師

### 研修③

#### 演題 「地図作成作業工程管理の事例」

講師 三嶋元志日調連地図対策室委員

地図作成作業における工程管理の方法について、三嶋講師が総括責任者の立場で取り組んでいる東京協会の事例を基に解説していただきました。

人間誰でも起こしうるミスの防止のため、ヒューマンエラー管理の構築としてITの特性を生かした工程管理システムを導入したこと、各工程の管理の例として、情報のコンピューター登録、紙資料の電子化とGIS登録、総括責任者及び地区担当者共同の管理手法、作業ごとの点検、チェックリストの利用、測量の点検手法、測量担当者と測量計算者の分離等、先進的な取組の紹介がありました。



三嶋講師

### (2日目)

#### 研修④

#### 演題 「認定登記基準点の活用」

講師 今瀬勉全公連地図作成研修実施委員

現在、国土調査法第19条第5項の指定等に利用されている、認定登記基準点についての解説が行われました。

登記基準点測量作業規程及び運用基準に基づき、登記基準点の概要、測量の与点、測量作業内容、測量成果の内容が解説され、その後、登記基準点認定規程の説明と、認定登記基準点の認定申請について、計画書の提出から、検定・認定通知までの解説があり、最後に国土調査法第19条第5項指定申請書の作成要領について説明がありました。



今瀬講師

#### 研修⑤

#### 演題 「データ管理と納品」

講師 三好卓也全公連地図作成研修実施委員

地籍調査におけるデータ管理と納品について、事例を基に解説が行われました。

地籍調査の工程として、概況調査・E1工程・E2工程・H工程に分け、各工程ごとに、データ管理者(総括責任者)の役割、データの作成及び修正、各種図面・書類の作成、点検、図面修正、データの取りまとめ、書類の整理、成果品の取りまとめと成果品の点検、納品について、事例の資料・図面、工程ごとの成果品チェックリストとともに詳しい説明が行われました。



三好講師

## 修了試験

今回の実務研修の理解度を調査する目的で、合計19問の試験を行いました。

最後にアンケート調査を実施したところ、受講者のほとんどが今回の実務研修に対し大変有意義であったと答えています。

また修了試験の結果も、平均80点を超えており、受講者の受講姿勢の表れと思われます。

今回の実務研修は、1日半の日程で行い、量的にはかなり詰め込んだものとなりましたが、専門家講師による中身の濃い充実した研修内容に対して、受講者の講座に対する積極姿勢が見てとれたことは、短期集中型の成果であると感じました。

## 会議経過及び会議予定

9月5～6日	第3回正副会長会議
9月6日	災害対応検討会進捗報告
9月16日	全司協第20回未登記問題研究会
10月3～4日	第4回正副会長会議
10月7日	近畿及び四国ブロック各公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
10月17日	第2回監査会
10月17～18日	第5回理事会
10月21日	九州ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
11月14～15日	臨時総会及び第2回研修会
平成29年	
2月12～13日	第6回理事会
2月13～14日	全国理事長会議

## ご案内

10月1日から 従来の測量機器総合保険とは別に、  
GPSの測量機器総合保険(動産総合保険)がスタートします！！

この機会に是非ご検討  
ください。



商品パンフレットのご請求は、下記お問合せ先へご連絡ください。

### 【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス** TEL.03(5282)5166  
〒101-0061 東京都千代田区三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社** TEL.03(3259)6692  
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

# 土地家屋調査士名簿の登録関係

## 登録者は次のとおりです。

平成28年 7月 1日付  
茨城 1447 檜村 悦雄 群馬 1049 菊地 範子  
大阪 3280 中島 一 大阪 3281 辻 博文  
大阪 3282 小林 覺成 京都 883 清水 明生  
滋賀 445 國本 太郎 石川 667 井上 豊彦  
鹿児島1079 林 健太郎 沖縄 502 金城 浩二  
青森 769 坂上 晴信 愛媛 856 大塚 伴徳

平成28年 7月11日付  
東京 7967 落合 司 神奈川 3044 鈴木 信市  
千葉 2171 関 正充 新潟 2211 田中 直輝  
愛知 2921 池山 武史 愛知 2922 磯野 友哉

平成28年 7月20日付  
埼玉 2622 鈴木 正夫 新潟 2212 田中 直也  
島根 505 富永 満 香川 714 眞鍋 昇大  
香川 715 高木 鉄美 高知 671 尾崎 真紀

## 登録取消し者は次のとおりです。

平成28年 4月14日付 長野 1836 浜 武彦  
平成28年 5月 9日付 岡山 1193 田中 克己  
平成28年 5月27日付 大分 524 矢野 寛治  
平成28年 5月29日付 新潟 1783 室橋 一男  
平成28年 6月 3日付 和歌山 342 鈴木 正晴  
平成28年 6月 5日付 鳥取 327 武良 克己  
平成28年 6月 8日付 千葉 1348 岩澤 強志  
平成28年 6月10日付 山口 532 乗川 良介  
平成28年 6月12日付 群馬 673 菊地 久夫  
平成28年 6月13日付 群馬 276 小和瀬 勉  
平成28年 6月23日付 神奈川 1457 肥田 和朝  
平成28年 6月28日付 新潟 1834 渡辺 登

平成28年 7月 1日付  
東京 6053 川村 兼司 東京 6269 齋藤 重明  
神奈川1349 田辺 好美 神奈川 2984 辻 典秀  
大阪 1393 岩 矩夫 奈良 225 森川 泰伸  
福岡 1422 若杉 英明

平成28年 7月11日付  
東京 7863 小島 孝治 神奈川 2267 鈴木 信行  
栃木 736 菊池 國夫 静岡 1140 浅賀 隆夫  
大阪 2399 吉本 康延 京都 433 青谷 圭二  
富山 498 井谷 隆 広島 1644 村上 孝幸  
熊本 985 武田 修 宮崎 769 岩野 辰也

平成28年 7月20日付  
新潟 1856 森山 貴志 大阪 3101 荻野 薫  
福岡 1640 平江 信夫

## ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成28年 7月 1日付  
栃木 916 田代 隼人 栃木 917 中村 満  
平成28年 7月20日付 香川 715 高木 鉄美

# 土地家屋調査士国民年金基金に加入して

京都会 上茶谷 拓平

私が国民年金基金の加入について考え出したきっかけは、結婚をすることが決まってからでした。それまでは独り身だったので、何も考えずに生活し、自営業のため国民年金のみでした。また、父からの話を聞いたことも加入しようと思った大きなきっかけです。父も土地家屋調査士をしておりますが、以前、所属会の厚生事業部の役員をしていたことがあり、その時に国民年金基金の加入を勧めるに当たり、勧める人間が国民年金基金に加入していないと説得力がないと思い、自ら国民年金基金に加入していたことがありました。その父も今では70歳となり、年金を受給する世代になりました。自営業なら通常、国民年金のみで少額の年金を受け取るところ、国民年金基金に入っていたおかげで、結構な上乘せがあるので助かっていると言っていました。そんな話を聞いて、私も結婚を機に何か保険となるものと思い、国民年金基金の資料を取り寄せてみました。恥ずかしながら当時は、年金を支払っていましたが、年金について全く理解しておりませんでした。取りあえずは資料を取り寄せようと思い事務局に連絡させていただくと、私の年齢が30歳の時であったため、誕生日までに申し込むと掛金が安く加入できると教えていただきました。そんなことを聞いた私は、その電話で根掘り葉掘り説明を聞いた記憶が今でもあります。加入するに当たり、無知な私に事務局の方は丁寧に分かりやすく教えてくれました。送られてきた資料も分かりやすくするために付箋にたくさんの情報を記載して送っていただいたこともあり、無事誕生日を迎える前に加入することができました。当時対応していただいた事務局の方には感謝しております。そんな私も結婚をして5年がたち、今は可愛い息子二人(4歳、1歳)が生まれ、4人家族となりました。家のローン、子供のこれからの教育費、養育費等々、色々と背負うものが増えました。土地家屋調査士は自営業なので、働き続けられないといけな



うと不安になることも多々あります。国民年金基金は終身年金が基本であり、そんなときに大変助けになってくれると思います。

国民年金基金のメリットは、家族構成の変更や収入の増減によって、年金の掛金を自由に増額や減額することが可能なところです。また、掛金は全額社会保険料控除の対象となり、節税対策にとって有効であることがいえます。ですので、私は子供が二人に増え、老後を考えるようになり、今の掛金で老後は大丈夫かと思いながら、掛金の増額を検討中です。

最後に、これからは少子高齢化が更に加速していくと思いますので、土地家屋調査士に登録されて間もない若い方に少ない金額でも結構なので、国民年金基金の加入を検討してほしいと思います。掛金が安く一口から掛けることもできますので、将来への投資と思って、国民年金基金に加入してみませんか？もしかしたら、その積立が老後の助けになるかもしれません。

もうすぐ締切

# 確定申告に

間に合わせるなら

# 10月14日までに

## ご加入が必要です

国民年金基金の大きなメリットの1つは、「掛金の**全額**が社会保険料控除になる」ことです。社会保険料控除の申請に使える国民年金基金の掛金は、**12月までにお支払い済み**の金額ですが、掛金は2ヶ月遅れて引き落としになるため、12月に引き落とされる掛金は10月分のもので、

そのため、今度の確定申告で社会保険料控除の申請をご利用の場合、**10月14日までに加入のお申し込み**が必要となります。

毎年12月近くになると、控除ご利用の目的でご加入のご相談をいただきますが、

## 年末のご加入では間に合いません！



社会保険料控除をお考えなら、**今すぐ！**ご連絡ください。



# 10月

がお誕生月のみなさま

翌月になると掛金が上がってしまいます。

## 10月14日

までが  
ご加入・増口のチャンス！

土地家屋調査士国民年金基金

フリーダイヤル

0120-145-040

(平日 9:00~17:00)

# 土地家屋調査士になろう!

広報キャラクター  
「ちしき地識くん」

「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争」において、土地家屋調査士が「民間紛争解決手続（以下「ADR」という。）」の代理関係業務を行うためには、高度な倫理観、専門知識、素養が求められ、「信頼性の高い能力担保」を講じることが代理権付与の条件となっています。その能力担保のための措置が、「土地家屋調査士特別研修」です。

日本土地家屋調査士会連合会では、土地家屋調査士法第3条第2項第1号に定める研修として、これまで特別研修を11回実施してきました。その結果、多くの土地家屋調査士が特別研修を修了し、法務大臣の認定を受けてADR代理関係業務において、また、ADR手続実施者としても活躍しています。連合会といたしましては、複雑化、高度化する社会のニーズに対応できる土地家屋調査士であるために、引き続き特別研修を実施してまいります。

**1** ADR認定土地家屋調査士は、一般業務においても、将来の紛争予防を見据えた業務ができる土地家屋調査士として、社会的評価を受けています。

**2** 社会がますます高度化され、複雑化する中で、土地家屋調査士の通常業務である境界立会いなどにおいて必要となる民法や民事訴訟法等の基礎的な法律知識を習得できます。

**3** 45時間の集中研修で、法律知識のさらなるスキルアップが図れます。

**4** 資格者が、プロフェッショナルであることを自ら証明していかなければならない時代の中、ADR認定土地家屋調査士であることは、社会に対してPRする有効な手段となります。

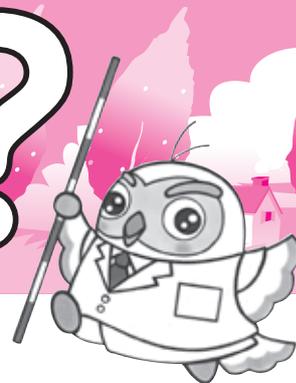
**5** ADR代理関係業務の代理人としてのみならず、通常の業務にも求められる高度な倫理観の習得ができます。

**6** 共同受任する弁護士とのコラボレートに必要なスキルを磨きます。

私たち土地家屋調査士は、65年を超える制度の歴史の中で大きな転換点を迎えています。

その一つがADR代理関係業務です。この新しい領域に踏み込むことは、新たな土地家屋調査士像を構築し、これまでになかった業務の扉を開くことにもつながります。特別研修の受講は、時代に即応した土地家屋調査士へのアップグレードの絶好のチャンスです。皆様の積極的な受講をお願いします。

# 特別研修とは？



## 目的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

## 受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

## 受講料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円になります。

※法務大臣の認定を受けることができない場合、再考査制度や再受講制度（受講料2～4万円）を適用し、新規受講時よりも安価に受検・受講が可能です。

## カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考査（テスト）があります。

### 1 基礎研修（17時間）：基礎的な視聴研修（DVD視聴）

第12回土地家屋調査士特別研修の講義は下記のとおり。

憲法	法：毛利透講師／京都大学大学院教授	ADR代理と専門家責任	：馬橋隆紀講師／弁護士
民法	法：山野日章夫講師／早稲田大学大学院教授	所有権紛争と民事訴訟	：鈴木秀彦講師／弁護士
民事訴訟法	：山本和彦講師／一橋大学大学院教授	筆界確定訴訟の実務	：永谷典雄講師／東京地方裁判所判事

### 2 グループ研修（15時間）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

### 3 集合研修（10時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

### 4 総合講義（3時間）：弁護士による倫理を主体とした講義

### 5 考査：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

## 第12回特別研修の日程

- 1 基礎研修：平成29年2月3日（金）から5日（日）
- 2 グループ研修：平成29年2月6日（月）から3月9日（木）
- 3 集合研修：平成29年3月10日（金）、11日（土）
- 4 総合講義：平成29年3月12日（日）
- 5 考査：平成29年3月25日（土）



# 特別研修の受講体験者の声



## 長崎会 田代彰会員（第1回特別研修受講・平成17年度）

私が特別研修を受けたのは平成17年度実施の第1回となります。初めての特別研修ということで受講者も多く、グループ研修も同じ支部会員同士で行うことができ、とてもラッキーでした。初めての体験でしたので、グループ研修、集合研修ともに全員が熱気に溢れていました。

私が特別研修を受講しようと思った平成15年前後頃は、境界鑑定委員会の設置、また境界鑑定講座などが非常に多く開催され、平成17年には国会において筆界特定制度が成立し、境界問題等に関する関心が大きく盛り上がった時期でもありました。私も、会が主催する研修会等に参加するうち、日調連が主催する第1回特別研修を聞きおよび受講することに決めました。

研修が始まったら、憲法、民法、民事訴訟法、申立書に答弁書の起案と、戸惑うものばかりでした。今までのように、過去に確定していた筆界を捜し求めるのではなく、当事者同士の話し合いによる和解を求めるという内容のもので、こういった概念は私の頭の中にはなく、どちらかという、既に決まっているものだからと一刀両断に処理するという考え方でした。

しかし、この特別研修を受けたことにより、当事者同士紛争がある場合は、筆界のみを求めているわけではなく、内面の忸怩たる思いを解決したいと考えていることに気がきました。日常業務においても、前よりも少しは、依頼者、関係者の言うことを聞けるようになったかなと思います。このことが、特別研修を受けた最大の恩恵だと考えています。

まだ受講されていない方には、紛争に足を踏み入れることになるので煩わしいということではなく、ADR認定土地家屋調査士になることが、日常業務、周囲の人との人間関係の改善にも役立つと思いますので、大いに受講してもらいたいと考えます。

## 三重会 前田寛治会員（第10回特別研修受講・平成26年度）

特別研修について周りの方の多くが言っていたのは「業務の役に立たない。高い受講料に長期間の研修。それが年度末とくれば暇がない。」確かによく考えるとそのとおりで、私も納得しておりました。しかし、2年前に状況が一変。理事の中に未受講者は私を含めた少数で、受けざるを得ない雰囲気。結局断る勇気もなく、受講する羽目となった訳です。ただラッキーだったのが、司法書士兼業のM岡さんがいたことです。10回目までM岡さんが受講されてなかったのは不思議でしたが、それが他のメンバーに幸運をもたらしてくれることになりました。あとは受講者を集めることだけ。5人で基礎研修とグループ研修ができるとあって声をかけまくり、同い年のK一さんと新人のN尾君をGet。でも、あと1人がいない。それがまた幸運にも特例で開催できるとのこと。Lucky！

基礎研修を終え、グループ研修をどこでやるのかが次は問題に！M岡さんは孤野（三重県北部）で、あと3人は伊勢方面（ちなみに私はG7伊勢志摩サミット会場だった賢島の近くです）。数の原理でM岡さんは、喜んで高速道路を使い伊勢まで来ていただくことに。グループ長も当然M岡さん。足手まといの3人を相手に、神様、仏様、M岡様。本当にありがとうございました。

M岡様仕込みで名古屋の集合研修に意気揚々と参りましたが、あえなく撃沈。講師の設問に受講者が順に答えていく形式で、運悪く私の席はM岡さんの後ろ。ことごとくM岡さんは、講師の意図する回答をしていきます。したがって、私には新しい問いが巡ってくるわけです。K一さん曰く「席が悪いわ。M岡さんの次やでしゃあないで（方言で“仕方ない”の意味。）」と冷静な慰めをいただき、何とか気を持ち直して終わらせました。2泊の研修で、他会の方とも交流できました。受講者の中で年長の方でしたが、若い方それも登録間もない新人研修を終えた方が多かったのには驚きで、今までの土地家屋調査士としての研鑽や取組について考え直す良い機会にもなり、特別研修を受けて良かったなと思っております。

受講から1年以上たち、記憶が怪しいのは否めません。ただ名刺には、民間紛争手続代理関係業務認定第〇〇号と堂々と記載しております。実は現在、研修部長という立場で特別研修の勧誘に苦戦しています。まだ受講されていない皆さん、是非、名刺にもう一つ資格を書き加えませんか？

## 京都会

### 「アラフィフからの再挑戦 ライバルは中高生！」

嵯峨支部 橋詰 豊史



『京都土地家屋調査士』第158号

京都会のみなさま、こんにちは！  
嵯峨支部の橋詰豊史と申します。

今回、日ごろお世話になっている広報部の方々より、「仕事と趣味について」をテーマにした原稿依頼を頂戴いたしました。そこで私事ながら幼少より取り組んできた「スキー」について、過去から最近における関わりを書いてみたいと思います。稚拙な文章ですがお付き合いいただければ幸いです。

私がスキーと初めて出会ったのは3歳のときでした。小学生までは家族で行くファミリースキーを楽しんでいた記憶があります。中学生になると、ただゲレンデを滑っているだけでは面白くなり、規制されたコースでタイムを競うアルペンスキーを始めました。高校に入るとスキー部に入部し、本格的にアルペンスキーの世界にのめりこんでいきました。そして高

校2年生の時、初めて全国大会に出場することができました。その時は全国のレベルの高さに驚いたのと同時に、自分のレベルでは全く通用しないことを実感させられ、ますます向上心が芽生えたことを記憶しています。それがきっかけで大学に進学することができ、大学では全関西学生スキー大会で2位になるなど、ソコソコの成績を残すことができました。冬の間はもちろん雪山、夏もスキーマーカーでアルバイトと、まさに生活の中心にスキーがあるといった感じの学生時代を過ごしました。

社会人になってからもしばらくはスキー関係の仕事しながら選手を続けていましたが、今から18年前、ちょうど30歳の年に、京都府スキー選手権大会の回転競技で優勝することができたので、それを節目に選手としては一区切

りをつけました。ちょうど土地家屋調査士試験に合格したのもそのころです。将来を見据えた人生設計の中で、スキーで生計を立てていけるわけもなく、「全国では通用しなかったけど、京都で一番になったからもういいかな…」という思いで、スパッとスキーをやめてしまいました。

その後は生活が一変しました。1年の半分近くを雪山で過ごしてきた生活から、1年中京都で生活するようになり、そして結婚して子供が生まれたり、土地家屋調査士事務所を開業したりと、いろいろな人の助けをお借りしながらなんとかバタバタやってきました。

しかし数年前にふと、“仕事以外のことを何もしていない自分”に気が付きました。

このままでいいのだろうか…

何か仕事以外に趣味を持たないと人生オモシロくない…

そんなことを思い始めたときに、ひょんなことから一人娘がスキーに興味を持ち始め、娘を連れて時々スキーに行くようになりました。最初は普通のゲレンデスキーに付き添う程度でしたが、その娘が去年入学した中学校でスキー部に入部しました。なんと自分の娘が本格的にアルペンスキーレー



アラフィフの著者



京都府選手権スタート前の筆者



反抗期の娘と筆者

サーの扉を自ら開けたのです。

そうになったら父親としては負けてられません。冬になると週末は娘を連れて雪山に練習に行くのですが、それまでの付添いから、自分も選手として本格的にトレーニングに参加することにしたのです。アラフィフからの再挑戦です。

しかし先シーズンは12月の練習で転倒して左足を骨折。シーズンを棒にふりました。仕切りなおして夏のオフシーズンからジムに通い、ケガをしない体づくりを一から行いました。そして今年の1月4日、長野県野沢温泉スキー場にて行われた京都府スキー選手権

大会の回転競技に出場いたしました。18年ぶりに出場するこの大会は、カテゴリーが男子と女子だけなので、年齢による区分けがなく小さい子供から中高生、社会人レーサーまでが一堂に集う京都府スキー連盟公認の公式大会です。もちろん20年近くのブランクがありますから知人はほとんどいません。しかし出場する限りは、年齢やブランクは一切関係ありません。1/100秒でも速い人が勝つ世界です。復帰した自分が現役世代にどこまで通用するのか…

結果は……高校生に惨敗、中学生にも負けて、10位にも入るこ

とができませんでした。京都の高校生のレベル、なかなか高い！

しかし全くめげていません。惨敗したことで、向上心が益してむしろ面白くなってきました。50才を前にして中高生と競えるのは幸せなことです。来年こそは上位の高校生の中に割って入って、「誰や！この変なおっさんは〜」ってウワサされるよーに、また練習に励もうと思っています。あと何年続けられるかわかりませんが、体が動く限りはチャレンジしていくつもりです。趣味でスキーをされている方、野沢温泉での湯治も兼ねて、ぜひ一度見にきてみませんか〜



高校時代の筆者



大学時代の筆者

# 香川会

## 「小豆島が一丸となった日」

高松支部 橋本 博之



『会報かがわ』第388号

春の選抜高校野球も本日決勝戦が行われ、香川代表の高松商業高校は準優勝という成果を残し閉幕しました。古豪高松商業の復活ともいえる活躍は多くの香川県民を楽しませ、勇気づけたことでしょう。

さて、香川県からの出場といえどももう一校、小豆島高校が21世紀枠で出場しておりました。小豆島高校は春夏通じて初出場、瀬戸内の離島からの出場ということで、マスコミで何度も紹介されました。ところで、私は小豆島在住ですが、テレビで紹介されたフレーズ「小豆島のもう一つの高校」、そうです土庄高校が母校であります。ということではありますが、小豆島高校を応援していることには変わりありません。

小豆島高校の甲子園出場は初めてですが、これは昨年秋の高校野球香川県大会決勝で高松商業に延長の末、勝利を収め優勝したことにより選出されたものと思います。(高松商業はその後、四国大会優勝、また、全国大会の明治神宮大会でも優勝、日本一となっています)小豆島高校は四国大会では1回戦負けでしたが、選抜大会に出場できるのではないかという期待が高まり、決定するまではかなりやきもきしました。出場が決

まると小豆島高校OB会を中心に応援練習等、甲子園出場に向けて島民一丸となって取り組んでいきました。そして、組合せ抽選会でまたまた奇跡が。そうです、選手宣誓の大役を引き当ててしまったのです。日程についても開会式の次の日の第1試合ということになりました。この両日は休日になっており、これはどうやっても行くしかありません。ということになり、小豆島から4隻のフェリー臨時便がでることになりました。午前2時頃にフェリー乗船、高松着の後はバス44台に分乗し甲子園を目指しました。当日のアルプススタンドは小豆島高校のスクールカラーであるえんじ色のウインドブレーカーで埋め尽くされ、その背中には18番の背番号が書かれてありました。実は小豆島高校の野球部員は17名、応援団は18番目の選手であるということでウインドブレーカーを着ているということでした。その数約6,000名、はて、フェリー4隻では2,000名しか乗れないはず、実は残り4,000名のうち、前日個人的に甲子園へ向かった島民が1,000名、後は関西在住である小豆島出身の方々3,000名ということだそうです。それでも、応援席に入れず一般席

から応援したという人がかなりいたようです。小豆島島民は2万8千人程度ですので、その熱狂ぶりはわかっていただけだと思います。

試合は小豆島高校と同じく21世紀枠で出場した岩手の釜石高校に惜しくも敗退しました。しかし、高校生らしいきびきびした野球を展開し、最後まで楽しませてくれました。ところで、小豆島高校のレギュラー9名のうち、土庄町在住の選手が4名います。主将の樋本尚也君もその一人です。後先になりましたが、樋本主将は前日選手宣誓という大役を見事に務めました。「野球ができることの感謝を忘れず」との言葉を盛り込み本当に立派な選手宣誓だったと思います。(ところで、私と樋本君は全く面識がありませんが、数年前に樋本君の実家の表題登記をさせていただいたという記憶があります)

以上、島内が一丸となった数週間でありましたが、今年小豆島高校と土庄高校が残る最後の年となりました。夢をもう一度と考える者は私一人ではないはずです。

(最後まで読んでいただいて、ありがとうございました。実は私は甲子園へは行っておりません。

しかし、いろいろな情報から今回の記事を書いておりますので間違いはありません。次回は是非甲子園へ行きたいと思っております。)



アルプススタンドにはえんじ色の約6,000人の大応援団。この応援で小豆島高校は応援団最優秀賞を受賞しております。(フェイスブックの画像を転載)

## 編集後記

### —みんな『G空間』の中にいる—

『G空間EXPO2016』が日本科学未来館(東京・お台場)で11/24～26開催されます。G空間(情報)は、将来が期待される重要科学技術分野の一つ「地理空間情報技術」(= Geospatial Technology)の頭文字のGを用いた「地理空間(情報)」の愛称。産学官が連携し、その最先端の技術やサービスを集結し、展示、講演・シンポジウム、体験イベント等を通じ、広く一般の方々に未来を創る日本の技術やサービスを紹介する場です。

日調連は本ワーキンググループに参画、今年もシンポジウムの開催(11/25)を決定し、小野伸秋研究所長を中心に着々と準備を進めています。そこで、9・10月号「事務所運営に必要な知識」はG空間関連記事の掲載です。近年の情報通信における技術革新は目覚ましく、また、スマートフォンの普及やWi-Fiなど無線通信環境の充実により、皆様も日常生活や経済活動に欠かせない位置と時間の情報を、

いつでもどこでも取得できる環境が整ってきていることを実感されていることでしょう。私たちはみんな『G空間』の中にいるのです。

2018年の準天頂衛星4基運用体制によって、日本は世界に先駆けてセンチメートル級の測位環境が整備されることになり、2020年東京オリンピック・パラリンピックは「センチメートル測位社会」で開催される五輪になるといわれています。世界中が興奮と感動に沸き立ったりオ五輪、既にアスリート達の目は東京を見つめ、そして社会は「誰もがいつでもどこでもG空間高度活用社会の実現」を目指しています。

さて、残暑厳しいとはいえ、ゆく雲の色、風のそよぎも秋めいて参りました。彼岸が訪れる頃は、残暑も治まり秋色がひととき増します。ご先祖に対して合掌する心、秋の実りに感謝する心、この月ならではの心の働きも、どうか大切になされますように。

広報部次長 上杉和子(三重会)

## 土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会<sup>®</sup>

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社